·以後急度改心仕、

第二章 町村の政治と民衆

第一節 旧制度の改革

すものとして戒めながら、第五札においては士民が「本国」を脱することすら禁じたのである。このように リスト教を邪教として禁じた。また第四札において外国と交際するのは国是であり、攘夷は国難をつくり出 高札では、第一札において五倫の道を説き、第二札において徒党・強訴・逃散を禁じ、第三札においてはキ 五傍の掲示 すでに述べたように慶応四(一八六八)年三月十四日には、五カ条の誓文が発せられ、 府の進歩性が示されていた。しかし、翌十五日に太政官が建てた「五傍ノ掲示」といわれる 新政

農民たちが寄り合って何か徒党がましきことを企てた。「五傍ノ掲示」第二札の徒党禁止の違反である。その ことが早速、 この「五傍ノ掲示」は、高槻市域の村でもその効力を発揮している。明治四(一八七一)年に氷室村では、 村役人や組頭に聞きつけられ、農民たちは呼び出されて注意をうけた。 彼らは村役人に対

何事ニ不限一切寄合仕間敷候、尤御村役人中ハ不及申組頭衆中ニ至迄御申諭之義少茂相

新政府の一般庶民に対する態度には、旧態依然たるものがあった。

561

まやかしもの」
[民の「阿呆駄羅経」の一節」であった。

八七三(明治六)

年一月二五日から二七日までの間には、

このような「天朝

である。このように

一御

一新」を期待した農民たちにとっては「天朝御趣意は

背申間敷候、

若心得違之義仕出候ハゝ如何様

座侯」との「一札」を組頭の奥印で、村役人に入れてゆるしてもらっている



写219

祭政一 は、 た。 とその還俗、 講釈師石川某が出張して本照寺において布告の講釈を行ったりしている。これ 御趣意」である「御布告」を徹底させるために、 ○日余も降りつづけ、 はおそらくほか こうした維新後の改革が日を追ってすすめられているこの時期 また時期は相前後するが、 大水害が高槻地方 致の国是に基づく神佛分離の方針が打ち出され、 佛語の神号、 の地域でも同様であったと思われる。 村々では田植もできなかった。さらに五月十三日には、 一帯の村々を襲った。 神体の佛像などは早々に撤去するように命ぜられ 慶応四(一八六八)年の三月十七日、十八日に 四月十七日から降り出した雨が 島上郡第三区では、大阪より 神社の社僧別当の禁止 (慶応四年)

は、

唐崎村の淀川堤防が決壊し、

洪水となり、

大被害を与えた。高槻藩では被災者

Jυ に

に救助米を支給した。

ニ被成下候とも其節少茂申分無御

うな有様であった。

から、 とに表札を掲げるよう命じた達しが、明治三 (一八七〇) 年十二月にみ ら れ る。苗字は戸籍編製にあたって 戸籍仕法にのっとった戸籍が編製されていた。杉生村などでは、苗字が許された(明治三年九月)から、家ご も京都府の管轄に属していた南桑田郡の田能村・中畑村・出灰村・二料村・杉生村などでは、すでに京都府 り所が兵庫県に編入(しかし、明治四年十一月には島上・島下・豊島・能勢の四郡は大阪府に編入)された[『摂津市史』 めているが、兵庫県でも同年四月、同様の戸籍編製法を制定した。同月、島上・島下など 五郡の 高槻藩 の戸籍仕法を頒布して実施を督励した。翌明治四(一八七一)年堺県では、こ れ に 準じて戸籍編製規則を定 戸 籍 編成の戸籍仕法にならって戸籍を編製す る よ う直轄府県に命じ、翌明治三(一八七〇)年六月には、 高槻市域でも、これにもとづいて戸籍が編製された村があったものと思われる。もちろん高槻市域 の編製 明治政府はその支配する人民を把握するために戸籍の編製を急いだ。 一月には、 明治元(一八六八)年十月、京都府が長州藩の戸籍法をモデルとして考案した身 明治二(一八六九)

れていた。したがって高槻市域の村々でも当然、着手すべきはずであったが、実際には編製はなかなかすす とになっていたが、 籍法を公布した。この戸籍は、一般には、明治五(一八七二)年二月一日から一○○日の間に編製されるこ 兵庫県が戸籍編製に着手した明治四(一八七一)年四月には、既述し た よ うに政府は新しく全国統 明治五(一八七二) 三都府 年四月にいたって、大阪府も、 (東京・京都・大阪)および開港場に対してはただちに編製に着手するよう命じら 戸籍編製心得を出して督励しなければならない 一の戸

も役立ったことはいうまでもない。

五郎あてに「三組(東・西・南)

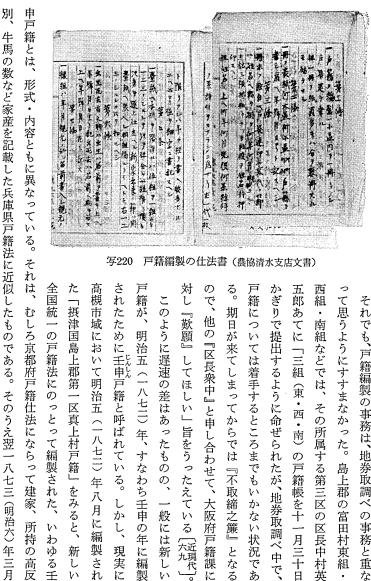
の戸籍帳を十一月三十日

西組・南組などでは、その所属する第三区の区長中村英

って思うようにすすまなかった。

島上郡の富田村東組

それでも、戸籍編製の事務は、地券取調べ



戸籍編製の仕法書

対し『歎願』してほしい」旨をうったえている「六九」。 されたために壬申戸籍と呼ばれている。 戸籍が、明治五(一八七二)年、すなわち壬申の年に編 る。 た「摂津国島上郡第一区真上村戸籍」をみると、 高槻市域において明治五(一八七二)年八月に編製され ので、他の『区長衆中』と申し合わせて、大阪府戸籍課に 戸籍については着手するところまでもいかない状況であ かぎりで提出するように命ぜられたが、地券取調べ中で、 このように遅速の差はあったものの、 期日が来てしまってからでは『不取締之簾』となる 一般には新し しかし、 現実に 新し V١

全国統一の戸籍法にのっとって編製された、

むしろ京都府戸籍仕法にならって建家、

所持の高

V١

わゆる壬

の事務と重

な

右の記録はまた、

当時の人々が、明治三(一八七〇)

年九

月に氏(苗字)の使用が許されながら、それを現実に使用

このことは、現在は摂津市域に属するが、当時真上村・戸籍を編製した経験が影響したためであろうと思われる。々が兵庫県下に属していた当時に同県戸籍法にのっとって申戸籍の編製にあたった戸長たちが、おそらくこれらの村

付の服部村西川原の「戸籍下帳」もまた同内容・同形式である。

この地域が兵庫県の管轄下にあったため、壬

するのである。 木半右衛門が次のように記録していることによっても判明 服部村などと同じく兵庫県に属した島下郡太中村庄屋の古

直到了高方 医长花中与人 葱 产務保中 出版が終りををあるい 梅子属言字 那一便多去節中 户公路接面以中事及守不特一板 分 門情勢」在至於是人 をやるい連奏を概念面似中とな 高村在人民後面土月香時可 1001 河京ありた書名面は小家 地方を色力 - NE TOOT BE 三五百四八年紀 五百月電 胎田然に が田士

写221 戸籍薄提出期限の延期願(中村(三)家文書)

することを求められるのは四年戸籍編製の必要からであったことも示している。

上述したような経緯を経て、壬申戸籍は編製されていった。戸籍には犯罪の有無も記載され た。犯罪を犯すことを「戸籍をよごす」と い う よ うになったのも、このことからはじまっ

た。

券・寄留券などが必要とされたが、これらの書類はすべて戸主の届け出があってはじめて発行された。 なっていたのである。 の結婚・離婚などの家族の身分的な異動や、出稼ぎや奉公および寄留による移動などに干渉できるようにも で書いて戸長に申告しなければならなかった。戸主はまた「家」の代表者として、子供の出生や家族の死亡 父母・戸主の妻・子・子の妻・孫というような順序で、その姓名・年齢・戸主との続柄や職業・寺・氏神ま のほか結婚―入婿―離婚などを戸長へ届け出る義務を負わされていた。この戸主の権利として、戸主が家族 このように戸主は戸籍役人のような役目を負わされ、 戸籍には「戸」=「家」の代表者として「戸主」が置かれた。戸主は自分を筆頭者にし、 家族が身分的な異動やその他の理由によって居住を移動する際に、籍請取券・送籍 政府の行政を推進する役目を担わされていたのであ 家族を祖父母

制度・家族制度・税制度・教育制度・救恤制度などの行政を展開していったのである。 政府は、このような戸籍制度によって人民を把握して行政の基礎がためを行い、そのうえに立って徴兵

る。

軍隊の育成に乗り出していた。 徴 兵 制 壬申戸籍の編製によって政府は全国人民を直接に把握する準備をしたのち、政府は徴兵制 立を急いだ。 この徴兵制は、 政府はすでに明治三 (一八七〇) 年十一月、徴兵規則を制定して 政 四民平等のたてまえにもとづく最初の制度で、各府藩県に対 府 直

の の

は、 幹、 すことになっていたので、 筋骨壮健で兵卒の任に堪える者を選び、大阪出張兵部省に差し出させるものであった。この最初の徴兵 五畿内においては、 高一万石につき五人ずつの割合で、 三月から四月にかけてであったといわれている。 明治四(一八七一)年一月二十五日から二月一日までの間に、 おそらく高槻市域の村々でも何人かを差し出したものと思われる。 士族・率・庶人(庶民) の別を問わず、二○歳から三○歳の身体強 所定の人数を差し出 しかし、 実際

うけなければならなくなった。 者ハ、尽ク兵籍ニ編入シ、以テ緩急ノ用ニ備フヘシ」と示されていたように国民皆兵を宣言したものであ 兵の詔」・「徴兵告諭」を公布し、徴兵制の実現に着手した。 力な軍事力の確立を急いだ。政府は明治五(一ハ七二)年十一月、太政官布告第三 七九号 をもって「全国 明治四(一八七一)年七月、 一八七三(明治六)年一月一〇日には、 廃藩置県の直後に兵部省の制度改革を行い、 徴兵令が出され、 これは「告諭」に「全国四民男児二十歳ニ至ル 以後、 満二○歳になった男子は、 軍令系統を整備した明治政 徴兵検査を 府 強

壮兵は、 年三月九日には、 「壮兵」と称する志願兵を募集した。 旧 この壮兵がおおいに活躍した。そのため一八七四 高槻藩士族 兵 年齢が二○歳ないし三○歳の身体強壮・行状方正なる 応募 壮兵召募規則を制定している。 できないので、 しかし、 徴兵だけでは、 政府はさらに旧武士層からも たとえば、 兵力を満たすことが それによると 佐 賀 (明治七) の乱で



写222 徴兵免役の心得 (「近代日本の争点」上 巻より)



写223 旧藩士の兵役応募を捉す達し(横山家文書)

万円を獲得し、消極的にではあるが、清国年一〇月三一日、日清間に和議が成立し、

清国に我が国の琉球領でし、我が国は償金五○

有を承認させて徹兵した。

は、

日清開戦の危機さえひき起こしたが、

一八七四

(明治七)

た者もあったようである。この征台の役における台湾出兵も行われた[セルサイト]。旧高槻藩士族のなかには壮兵募集に応じ

年の征台の役に際して、

同年八月には旧高槻藩士族に対してこの壮兵の募集は、一八七四(明治七)

を選ぶと規定している。

テ遺憾ヲ鳴ラシ強願不申出、退テ力食ノ御趣意ヲ復シ、弥勉歟、或ハ兵団ノ都合ニヨリテ願意採用無之ニ至」っても「決大阪府権知事渡辺昇は「幸ニ清国己ノ非ヲ悟、事和平ニ至ルこのような状況下にせっかく壮兵に応募した士族に対し、

p

「強願」するなというのである。

権に入りえなかった旧武士層=士族を利用するだけ利用してあとは切り捨てるという政府の勝手なやり方が

この達は区長・組長を通じて、

士族に達せられた。ここには、

明治政

背之面々於有之、除名可申付侯条、

速ニ可申出候也」と達している。事情により壮兵に採用されなくなって

励致スベク、

此旨予メ申達置候間、

銘々覚悟可有之候、

若違

568

者で旧藩の「兵事に従事せしもの」すなわち士族に限りこれ

事項が規定されていた。

体格不良者、

官吏、種

一家の戸

々の免役

しかし、徴兵令の常備兵免役概則には、

主

その相続者ならびに承祖

(祖父の継嗣)

の 孫・

子・独孫、父兄があっても病気や事故のため父兄に代

なければならなかった窮状がありありとうかがえる。 奪われた高槻藩士族がその生活手段を壮兵志願に求め 族の誇りすらみられない。廃藩置県によってその職を 有奉感佩、 将来私心ヲ以苦情等申上間敷」と答えたと区長・組長は「上申」している〔元の〕。 そこには士

あらわれている、

といえよう。この達に対して壮兵に応募した高槻藩の士族たちは「御愛憐ノ御哀情

同難

徴 兵 忌 避 このような士族とは反対に、当時の国

を必死になって抑えつけた。
を必死になって抑えつけた。そのうえ「告論」に「西人之「徴兵―山中注)ヲ称シテ血税ト云フ。其生血ヲ以テ国(徴兵―山中注)ヲ称シテ血税ト云フ。其生血ヲ以テ国は、徴兵は貢納義務に加えての、呪うべき賦役労働以



写224 徴兵適令の者の免役簿 (樋口家文書)

ば免役となった。人々は、徴兵を逃れるため、この免役条項をさまざまな方法で利用した。 わって家を治める者、養子、徴兵在役中の兄弟ある者などは免役され、また代人料として二七〇円を納めれ

次の送籍券をみてみよう。

送籍

京都府管轄丹波国桑田郡第四区中畑村

貮拾三番屋敷居住

流谷 弥之吉

次男 半治郎

当 二十一年三ヶ月

右之者、同府管下山城国乙訓郡第三区外畑村農清右衛門方ェ養子ニ差遺し度旨申出侯ニ付、当村除籍侯間、

同郡同区同村

村方
工御加籍有之度侯、仍送券如件

戸長古畑富之助

(1)

乙訓郡第三区外畑村

明治七年四月

戸長畑兵之烝殿

流谷半次郎(二一歳三ヵ月)が同じく京都府の乙訓郡第三区外畑村の農家へ養子にいったことを示している。 この送籍券だけで、彼が徴兵逃れのために養子にいったのかどうかは、今となっては知るよしもない。当時 この送籍券は、 現在の高槻市域で、当時は京都府に属していた丹波国桑田郡第四区中畑村の農家の次男、 年徴兵調ニ付御届.

のなかに

らである。しかし、二一歳三カ月という彼の年齢と一八七四 でも徴兵逃れのために養子にいったということがあからさまにわかるようでは免役の目的が達せられない もともと、この養子を徴兵免役とする制度は、政府が生産を担い、貢租を負担する「家」のあとつぎであ 徴兵検査の寸前に徴兵逃れのために養子にいったという推定は充分に成り立つ。 (明治七) 年四月という送籍の時期から考える

て単なる養子になることによって、徴兵を免れたのである。 徴 「養嗣子」を免役することを考えてつくったものである。 兵令の改正と そこで政府は、 一八七五 (明治八) 年一一月、 それにもかかわらず、人々は規定の不備に乗じ 徴兵令を改正して、 単なる養子となった

いるといえよう。 て徴兵を逃れた人がいかに多かったかを示して の 抵抗 だけでは、徴兵免役とはならないような措置を講じた。このことは、単なる養子となっ

者ニメ(シテ)脱走之未タ復帰セサルモノ之外、 年九月一〇日に島上郡萩庄村の戸長塚本保次郎 が島上島下郡長廣瀬真澂に提出した「明治十五 たと思われる。というのは一八八一(明治 であった。このような脱走者は高槻市域にも さらに政府を悩ましたのは徴兵適令者の脱 「前年ヨリ適齢之 四四 走 此日考的三次多一好像年月年一 引別科賞意乃と通行を明及以及余 相直是是古山上為此段王隆年曹五 一代八年もあるでるさいろういれる 程号一五八十十一种的名 站的一名 在衛子及等修列之學種 第一日で了京谷人

写225 (古畑家文書)

事故有之候者、村ニ於テ無之候条此段御届ケ候也」(傍点は山中)とあることによって推量できるからである。 政府は、このような脱走者や徴兵免役制度を利用した徴兵逃れをなんとか防止しようといろいろと規制を

男次三郎(二六歳一一ヵ月)が「縁類」の者のところへ養子に行きたいが「本年第四百弐拾号(第一四六号の誤 召募ニ随ヒ出願可仕候間、何卒右為養子ト罷越侯儀願之通御聞被下度」と父や親類証人・戸長らの連印で、 りと考えられる。後述参照―山中注)陸軍省より御布達之趣」を「拝承」したから「復習并ニ非常之際、無遅帯 ての「養子之儀ニ付御願書」が残っている。これによると、後備軍兵役中の中畑村の農業古畑儀右衛門の次 行った。その規制は、常備軍三カ年の兵役を終わって、後備軍役に服している者にも及んだ。 先に紹介した送籍券が残ってい た中畑村に は、一八七六 (明治九) 年一二月付の京都府権知事槇村正直あ

5 らない。 かも一八七六(明治九)年は、一八七三(明治六)年に入営した者が除隊して後備軍に服役する年であるか る者である。したがって、後備軍兵役中の者が養嗣子となったりすることを防止することは困難である。 当時の徴兵令によると後備軍兵役中の者とは、三カ年の常備軍役を終えて「常ニ家居シ産業ヲ営マシム」 政府としては、後備軍兵役中の者に対しても、兵役から逃がさないような対策を講じておかなければな

副区長の奥書奥印を得て願い出ていることがわかる〔八一〕。

子・相続人となったり、分家して戸主となったりする時、 「復習並非常ノ際無事故障召募ニ応スヘキ後証ヲ以テ其管轄庁ニ願出」れば「聞届」けることを定めた。 そこで政府は、一八七六(明治九)年九月に陸軍省達第一四六号をもって、後備軍兵役中の者が他家 すなわち徴兵免役に該当する身分行為をする時に の 養

介した一八七六(明治九)年一二月付の中畑村の養子願書は、 右のよう な陸軍省達第一四六号にのっとって こうして政府は兵役を逃れるために他家の養嗣子などになったりすることを防ごうとしたのである。先に紹

提出されたものといえよう。

考え出していったからである。まさに「人民の叡智」と 当する「名儀」を取得するいろいろな手段をつぎつぎと したり、隠居して別家した人の嗣子となったり、分家した女戸主の入夫になったりして、あらたに免役に該 いらべきであろう。 しかし、この分家禁止令も効果はまったくあがらなかった。人々は分家を禁止されると、今度は絶家を再興 に分家することを禁止した。これは分家の戸主となって、徴兵免役になろうとする者を防ぐ措置であった。 皆兵 こうして、政府はしだいに徴兵免役の枠を狭めていったのである。一八七九(明治一二) 八月三日には「常備兵役」を終わる前、すなわち生まれた時から除隊 (約二三歳) までの間

で、戸籍はほとんど「反古紙」のようになってしまって卿大山巌は、一八八一(明治一四)年九月の建議書のなか戸籍は徴兵台帳としてほとんど役立たなくなった。陸軍戸長(ことに公選戸長)も協力した [jit・八四]。 このため、け出が必要であったが、これには戸主はもちろんのことけ出が必要であったが、これには戸主はもちろんのことけ出が必要であったが、これには戸主はもちろんのこと



写226 大山厳(「日本偉人像鑑」より)

徴兵に役立たないと嘆く有様であった。

う。 行動に一貫してみられるのは、徴兵忌避である。 かったという理由で出頭せず、その旨、大阪府徴兵支署に届け出ている。しかし結局は徴兵されたのであろ 在官に告発され、失踪として、陸軍刑法第一〇七条により軽禁錮二カ月の刑をうけている。彼は、一八八 徴兵で、予備役中の農民某が一八八八(明治二一)年一一月四日の演習召集に応じなかったため、大阪府の駐 (明治一四) 年徴兵適齢の際に戸主として免役となり、同年五月一六日に戸主を退隠して届け出ず、翌一八八 八)年七月四日に予備役に編入されるが、その予備役中に演習召集に応じなかったのである[近現代]。彼の それでも政府は、 (明治一五) 年徴兵の際にも遠方に雇われていて、早急に徴兵下調に出頭するよう連絡することができな 一八八三(明治一六)年三月には、脱走した記録もみられる。 人々の徴兵忌避の根強い抵抗を 抑えた。 高槻市域でも富田村の一八八二(明治一五) 彼はその「償勤」を終え、一八八五 (明治 年

徴兵忌避や逃亡者はその後もあとを絶たなかったのである。 八八九 政府はこのような徴兵忌避を陸軍刑法などの弾圧法で抑えこみながら国民皆兵制実現への努力を続け、 (明治二二) 年には、ついにそれを実現する。 しかし、 むりやりに実現させた国民皆兵制度だけに

桜井静なる人物より「国会開設懇請協議案」と題する書類が送られてきている。それには次のように記され 者・名望家であった小方七郎 民権運動の 開と高槻 由民権運動が伸展した。このような状況のなかで、一八七九(明治一二)年頃に島上郡の有力 一八七三(明治六)年には、 (府会議員、塚原村など一五カ村戸長、富田村長、地主協議会取締役等歴任) 征韓論に敗れて下野した板垣退助らを中心に国会開設をめざす自 にあてて

国ノ人民タル者其一国議政ノ権利ナキ(ニ)ハアラス、既ニ其権利ヲ有スル以上ハ之ラ実用ニ施ス可キ権利アル国会ヲ(ラ)

国会開設を求める桜井静の協議案(小方家文書) 写227

論議スルヿヲ淂セシメサルノ制限アルヲ如何セン、果シテ然リ、県会ノ人民参政ノ権ト収税ノ法ヲ可否決シテ人民ノ福 開設セサル可ラス、(中略)国会ハ地方施政ヲ索制スヘキ法案ヲ可否決ス可キ権利アリト雖モ、県会ノ如キハ政府行政ヲ 極的な役割を果たす人物であるが、このような手紙が小方のも とに送られてくるほどに、当時彼はすでに民権思想の持主とし 小方七郎は後に北摂における大同団結運動と民党の結成に積 牲ニシ、普ク全国地方議員ニ咨ルニ左項ヲ以テス。(中略 利ヲ増益スルノ功力実ニ僅少ニシテ、国会ノ開設ニアラサレハ真ノ 鴻益ヲ奏スルナキハ瞭然タリ、是ニ於テヤ吾輩一身ヲ以テ公衆ノ犠 政府ニ懇請シテ国会開設ノ認可ヲ 得 ルヿ(下略)[近現代]東京ニ大会ヲ開設シテ国会設立ノ法案ヲ議決スルヿ 全国県会議員親和連合スルコ

た。 治論」「政治真論」「内外政党事情」「日本政策」などを読んで 盟研究会社」と称する読書・研究クラブを結成、 また島上郡の有力者・名望家であった樋口文八は、「時習同 このうち「英国議院政治論」は「内閣更送史之部」「内閣会 「英国議院

て名を知られていたのではなかったかと考えられる。

四

北山 議之部」「至尊之部」に分かれ、 松本弥三郎、 か ヲ創立セルニ、議院ト行政府トノ関係及ヒ其権理職掌等」が記されてい 36 市太郎、 明らかに民権関係の書物である。 古曽部村の花山目厳の八名が入社していた。 高槻村の吉田正泰、 これには「已上三部、同盟ノ国会ヲ開キ、 上田辺村の森川義貫・瀧井政次郎・ 高槻市域の村々では、 樋口のほか芥川村 北村信太郎 る「六大八人」 責任政府 ゎ

とは、 にあたって、 ある。その矢野が英米の憲法その他政党の運動組織の様子を調査するため外遊する を主宰し、一八八三(明治一六)年には政治小説「経国美談」で名を挙げた民権家で いる。 においても不相換日夜御尽力、 理始メ河野・前嶋諸君其他一統国事党務に尽力被致居候、(広中)(密) のことは矢野がさらにつづいて「不在中益御尽力に依て党勢盛大に赴キ、 同じく島上郡の有力者・名望家で同郡の第三区長を務めた中村英五郎あて一八八 (明治一七) 全国に普及候様御勉力之程願フ所ニ御座侯、又報知新聞之儀ハ不在中ハ別て御 矢野は周知のように、大隈重信のもとで立憲改進党の大立物として報知新聞 中村もまた北摂地方の高名な民権家であったことを示すものといえよう。こ 年四月一日付の東京両国報知社矢野文雄の手紙は、まず「当地大隈総 中村あてに右のような書き出しの手紙を書いているのである。このこ 主義拡張被為候事ト感謝ニ堪へす」[トススド]と記して 貴地(北摂地方―筆者注) 改進の 主

助勢ヲ仰度、

若シ奇聞等御座候ハゝ御通報被下度、又紙上ノ不体裁、疎爾或ハ不注(**)

おっているのかっているのな

からなり

*智之管

サンジュラか

ナース・レマ・ラーのまならいのなり

4 Total Control of March

かず これ だらい きょうなんりゃ 数 長 こうこうないない はっている 1000

三人物による かるかいこう ないはくこんとすからると 物かられ のおは 花及田を行なりを納 とからす ひって キューへれる 女性が変のと おおはらうはま おせるない きゅうまき 中心一般的日里的 そななな これはないころであるころの一杯の味 ななることはないではいけん は、からかのないないをのはる できるのかっていまでは、あるまれ たるれないできると 古春日 新見なるしこと おかばまないか 以 ララヤンかつてかないのはあ The second section is the second カラマング・・ へきない

写228 民権活動家矢野文雄の手紙(小方家文書)

あって子の子級来者を付い

10.00 A 10.00

から 中野・一かられる A Printer

画

教員の調達などがそれである。

意等有之候ハゝ御遠慮ナク時々藤田・犬養・尾崎等へ御忠告被下侯様偏ニ相願侯[元八]」と後事を託してい(き声) (後言) (後声) (を)

が ることによってもいっそう明らかである。 わかる。そして、 上述したように全国的な民権運動の高揚期には、 民権運動家としてかなり高名であったと思われる小方七郎や中村英五郎らの存在も知ら 高槻地方においても民権勢力は相当に発展していたこと

第二節 学制の成立と近代教育の展開

れるのである。

学 ,制の制定と 明治政府は「殖産興業」「富国強兵」策の一環として近代的教育制度の創出にも大きな努

明治四(一八七一)年に文部省を設定し、翌五(一八七二)年には国民皆就学を意図する「学制」 を制

定

島上

て学校教育の制度化にとりかかったのである。

村

政

力を注いだ。

郡はその第四中学区(二〇小学区)に属した――さらに各小学区に一小学校を設置する予定であった。

大阪府では一八七三(明治六)年三月に学区制を制定したが、その際府下を四中学区に 区分し、

·かし、この小学校の開設の前にはいくつかの難題がよこたわっていた。設立費の 撚出、 通学区

学制では「教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基」の論理で「一切ノ学事ヲ以テ悉ク民費ニ委ス」 という全

域

の

分

出工工等人 有日子智 好者れれ 校門には 古工事等的一切用来方有主人的 後官軍者衙門接京者少海河軍馬大 なるのからいれてい 今日なられりなる人はいよう事見でし 少人及此言心りなる 河南軍務 准 思 按 三三十十八日 其十二年 すりこの方子之の書種用係を古になる 一十十五五十 五八万一二万十五十二十 美国所方例的 王同功士 作うシステススをは 2014年 日本日本日本日本日本 古代三十分大方 1、日本の中の一直の出るの方は 校老了孩子的多品的孩子

写229 小学校建営にあたっての心得書(中村(三)家文書)

きな困難をもたらすこととなった。

を強く圧迫するとともに、各村々の財政にも大 これらの義務教育費の負担は当時の民衆の生活 五○銭までの授業料の徴収も認められていた。 が認められたとはいえ小学生一人当たり一カ月 あてるための賦課金が課されるとともに、

や予備費に充当することを達していた〔一一七〕。 ニ貸シ、此利足ヲ以テ」極貧の者の不足の補充 じた額の戸別割負担を課すとともに、「区中有志 等まで「貧福四等ニ分チ」、それぞれの等級に応 書」中には校費について、各戸を上々等から下 第三区小学校建営について富田村戸長より、 ノ者ヲ募リ、家産ニ応シ多少ノ金ヲ持チ寄リ、人 当時各村々に伝達された「小学校建営心得廉 しかし、明治五(一八七三)年十一月、島上郡

|学校開設に必要な戸別割が思うように納入されず、同年の上牧村の堤防破損による洪水被害もあって 開設

免除

額「受益者」負担を原則とした。学校諸経費に

々と認められていったのであった。

金貸付による年間二割の利息を学校の経常費にあてる方策を企画したのであった[_______]。 このような民衆への過重負担と村当局の苦悩を交えながら各地に小学校が開設されていった

小学校開設

動 向

である。そして施設は寺院を利用し、教員も在村の僧侶・医師・戸長の知人などに依頼して開設をはかり、 村であることを理由に学区への加入を謝絶し、地元に分校設置の承認を求める願書が提出された動きがそれ 先述の島上郡第三区の学区に属する唐崎村戸長より一八七三(明治六)年一月、区長に対し「極難」の貧 が、その過程で次のような村の動きも生じたのであった。

後日大阪府の認可を得たのであった。

生起しつつあった学制反対一揆を未然に予防し、就学効果をあげるために、当初は小規模な学校の設立が次 きや、学区割の変更を求める動きなどが発生し、それをうけて村民の要望を部分的に吸収しながら、折から このようにして財政負担やその他通学の便などを理由に、各村の実情に応じた村学校の設置を要望する動

年に大塚・番田両村が分離して大塚小学校、一八七五(同八)年に辻子・野中・中小路・西冠各村が分離し を利用して開設されたが、最初は高槻村ほか一八カ村連合の小学校として出発した。その後一八七四 たとえば、島上郡第二区一番小学(後の高槻小学校)は一八七三(明治六)年三月、高槻村の真宗寺院円成寺 (同七)

表105 第9大区(鼻上那)内小学一覧 (1876(明治 9)年6月刊在)

川	て	てって	表10	5 第	59大	区(.島.	上郡)) 内/	/学-	一覧	(1876(明治 9)	年6月現在)
村が分離	安満小	冠小学校、	名	称	位	置	į	孝	发	į	į	生気男	生数	夜学校生 徒数(男)
離して声	小学校、		一梶	番原	一梶	小原	玄村	今津谷	津田知	芳正録:	雄路 三郎	103	37	0
して東天川小学校というように、	一八七八	八七六	二広	番瀬	同広	小 瀬	区村	岡石田	田上部	義宗四	道寿郎	122	34	0
7学校と	八 (同一	(同九)	三郡	番家	同郡		区村	織和井	佐上	了 閩潜	恵嶺蔵	125	56	0
いうよ	一)年に	年には-	四	番 京	同原	小 [区村	猪大金	頭西原	嘉多勝	徳問廣	73	43	. 0
うに、	には西	上田部	五成	番合	同成	小「合	玄 村	小	林	信	志	43	21	0
、各小学校の分離開設がすすんでいっ	天川村が分離	計が分離して	高	番槻			玄村	森堀佐佐山上	川田藤藤藤田	義敬精孝辰重	貫一所郎男明	243	124	0
が 離開	して西	上田部	二 大	番塚	同大	塚	区村	松中	田 村	吉包	好悌	60	35	0
設がす	天川	部小学校、	三辻	番子	同辻	小子	ヹ 村 —	立	花	義	高	33		
りすんで	小学校、	校、安満	一富	番田	三富	小 田 相	区村	久伊 長名 井	田 川名 上	敏義兵	雄明悟	108	65	63
いっ	_	満・一	二芥	番川	同芥	小儿	区村	八新	尾家	元 政	利秀	72	30	5
たの	八八〇	・古曽陪	三唐	番崎	同唐	小 [崎	玄 村	猪迎	野田	凞之	之助 哉	33	28	0
たのであっ) (同	下	四三月	番		小 [玄 村	井」	上八直	見右コ	に門	47	16	0
った。		• 別	五津	番江		小 [江 t	区村	田	坂	勝	Ξ	20	10	35
	年に	所が	六芝	番生	同芝		区村	千	馬	重	威	29	5	12

注)「第二大学区大阪府管内小学一覧」

明治9年6月改正 大阪府第五課蔵版(中村(三)家文書)より作成。

学校施設は寺院一四・民家二・新築二・その他一の計一九校となっている[『大阪百年]。 どのためにその設置をみとめたものであり、この裏には三小区の学区取り締まりの任にあった久保田利五: の督励があったものと考えられる。なお、「文部省第4年報」によれば、一八七六(明治九)年の島上郡の小 注目されるのは三小区の六小学校のうち、 八七六(明治九)年六月段階の島上郡 (明治七)年一月に年令が長じて小学課程を履修できない者や昼間勤労従事により就学できない者な (第四中学区第九大区)内の小学校の設営状況を表一○五にみておこ 四校に夜学校が併設されていることで、夜学校は大阪府が

勤務しているが、七名が藩士出身であったと考えられる「創立以来書上」明治一一年一月、織家文書」。これらの背景 武士身分の解体と多数の士族の没落の過程があったことはもちろんである。 には明治四(一八七一)年の廃藩、一八七四(同七)年の高槻城破却、一八七六(同九)年の秩禄処分など旧 教職についたが、 早急に準備することは困難であった。 文部省が意図したような「文明開化」の上からの啓蒙主義的教育を展開できるだけの技能をそなえた教員を これらの学校が開設される場合、当然のことながら一定数の教員を確保する必要があった。 年九月開校の成合小学校の場合、開校以降明治一○年末までの間、転退職者を含めて合計九名の教員が かつての寺子屋の師匠などを起用する以外方法がなかった。高槻の場合も、 旧高槻藩の所在地であっただけに、旧藩士が数多く登用された。たとえば一八七四(明治 したがって師範学校設立をはじめとする教員養成制度が軌道にのるま 僧侶や医師・士族などが

の 示すも い就学率 ō 就学率は思うように向上せず低迷した。 前述のように小学校の設立が各地ですすめられていったが、 当局の督励にもかか わらずその

数100 的工作M 0 区 1 1 区工化八只附直数(约旧 0 (1012)-[10/1)											
村	名	6~	13歳	(A)	極貧・毒 身の者	公・病	(B)	(A)—(B) =(C)	/(A) (%)		
4.3	т	男	女	計	男	女	計				
芥	Щ	105	80	185	15	18	33	152	82 [%]		
富田	(東)	49	50	99	31	37	68	31	31		
"	(西)	68	66	134	35	. 58	93	41	31		
"	(南)	40	40	80	22	14	36	44	55		
赤っ	大 路	5	5	10	4	4	8	2	20		
宮	田	11	12	23	2	2	4	19	83		
西五	百住	15	15	30	5	7	12	18	60		
東五	百住	26	21	47	10	9	19	28	60		
津 之	之 江	23	24	47	7	5	12	35	75		
芝	生	25	31	56	4	14	18	38	68		
唐	崎	61	76	137	42	64	106	31	23		
三点	計 江	29	33	62	18	27	45	17	· 27		
柱	本	40	30	70	25	19	44	26	37		
西	面	37	18	55	?	?	27	28	51		

表106 島上郡第3区小学校生徒人員調查表 (明治5(1872)年10月)

注) 単位は人。「第三区小学校生徒人員取調帳」明治5年10月(中村闫家文書)〔近 現代115〕より作成。

なお、原史料では、芝生村の女子の人数の総数と就学・不就学人員の合計と の間に2名の差があつたが、上記の表では整合性が得られるよう修正した。

箇 牧 地 後に 者 (六~一三歳) P 前 みてみよう。 就学表」 な は 未満を示して低率であった。 三箇牧地区を中心に就学予想率は三分の 治示により調査された小学校入学有資格 V あ V Ō の るが、 の調 頃 たと考えられ は、 ではなかったが、それでも、 É 一二月に Ó 区 のであり、 富 家文村書 ものと考えられる芥川村の の寄生地 |査は戸長役場の調査で学校開 学制施行後あまり年月を経 田地区 万福 の実況について表一〇六を によると、 主制の る。 実際上の就学状況を示す の被差別 寺 し の (廃寺・現専売公社工 問題がよこたわ か 部落 Ļ この低率の 八七三 年代不詳 の問 富田地区 題 「男女 明 7 設以 背 三

年十月段階の島上郡第三区に

い

て八

府七

公布より二ヵ月後

の

明

治

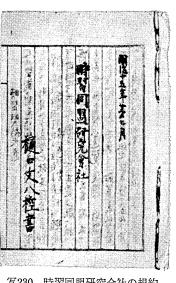
お五

れた場合も少なくなかったのであった。

不就学生は一一九名の多きを数え、就学率三三パーセントで、先に示した調査表の明治五(一八七二)年の調 場跡地の一部) 男子の五二パーセントに対し、女子は八六パーセントの高率を示したのであった。 ったと思われるのである。同時に全体として女子の不就学率の高さが目立つのであり、 査時の就学予想率八二パーセントを大きく下回っていたのであり、この傾向は他村にも共通するところがあ を利用して開設された三小区二番小学(後の芥川小学校)の就学状況は、 学令児童一七七名 先の芥川村の場合も

普及を上から強行しなければならないという課題(転倒的矛盾)」 [『学校教育と富国強兵』]の実行過程における反映 教育の必要性をまだ主体的に自覚せず、近代的な国民教育制度の創出をささえる社会経済的条件が未成熟な ほどそうだが)多労働状況、実生活や学童の学力と遊離した教授内容など、 にほかならなかった。なお、この就学率そのものも、 ままの段階で――むしろ社会経済的な発展が遅れているからこそ、 これらの就学率の低さは、過重な教育費負担、子守りなど学令児童の補助労働力を必要とする 極端な場合年間一日でも出席した者をも含めて算定さ それを進める 当時の民衆が た んめに ーあ (強制) たら 義務教育の L (貧困家庭

当時成立した地方三新法にもとづく新しい地方行政の方向に照応する手直しともいえる面をももっていた。 なっていわゆる「自由教育令」を制定し、就学年限を八年より年間四カ月以上四年に短縮し、 その他学務委員の公選制、 [由教育令] 習 結 このような学制のもつ矛盾が、 の形をとって広く表出すると、 授業料徴収の自由化などを認めるようになった。 政府も手直しを余儀なくされ、一八七九(明治一二) 一揆という激しい形態だけでなく、不就学や中途退学など またこの措置は、 学科も簡略化



(樋口家文書)

写230 ているが、この運動の積極的な担い手になったの

会など多様な形の学習・教育運動がすすめられた。そしてこの運動には小学校の教員も含め豪農・知識層が その過程でいわゆる「学習結社」が生まれ、 政治・経済などについての学習会・演説会・講演 血肉にしながら「上から」の啓蒙の域をのりこえ を自らのものとして「下から」うけとめ、 であった。 学制の熱心な推進者ともなった各地の豪農層 彼らは福沢諭吉らの「上から」の啓蒙

自らの

ことをとりきめていたのである[六六]。 高槻でも、さきにみた「時習同盟研究会社」なる学習結社が一八八二 (明治一五) 年七月に結成 されてい この結社は、各自資金を出し合って「良書」を共同購入した上、順番に回読し、毎月一回学習会を開く

幅広く参加していったのであった。

ていったが、

年に約四町四反=約四・四ヘクタール)地主に成長していった樋口文八、元高槻藩士で高槻で最初に開設された 村(八幡町)で金融業などを営み、当時開始された松方デフレの過程で土地を集積して(一八八六(明治一九) この結社の八名のメンバーは前節であげたが、そのうちでその経歴などについて確認できるものは、

の波が大きなたかまりを示しつつあっ

一方ではこの頃、愛国社を中心に自由民権運

この民権運動については前節で詳しく述べられ

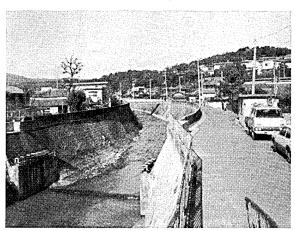
改正教育令公布後、

学校の統廃合問題が大きく浮上し、

総じて各村々の行政・産業の担い手やインテリ層出身であったといえよう。 て知られる名望家の上田部村の瀧井政次郎の四名であるが、 高槻小学校の創設メンバーの一員で、同小学校をはじめ各地の小学校の教員を歴任した上田部 あるいは野見神社の社司で、小学校教員の経歴ももつ上田部村の北山市太郎、 他の四名も在村の有力者であったと考えられ さらに由緒ある旧家とし 村の森 Ш

同時に、 ばならなかった。したがって先の「自由教育令」のうちに含 流が「豪農」的枠組みをこえてひろがることは極力抑制せね 育内容と教員に対する中央統制の強化にあったといえる。 令」が公布されることになった。その内容は

一口に言えば教 のであり、その結果一八八〇 (明治一三) 年末に 「改正教育 置をも再検討しようとする動きが政府内部より発生してきた まれていた中央集権的教育統制の一定の枠内における緩和措 ら対立するものであっただけに、政府としてはこのような潮 は政府による上からの「国民教育」のめざす方向とは真向か 改正教育令 統 廃 この機会に補助金は一切廃止されたのであった。 合 習結社の自主的で自由な自己教育運動の方向 このような民権運動の過程で発生してきた学 ع



写231 味舌下旧村(摂津市三岛二丁目)



旧 村(市内大字二料)

四

(同一七) 年一一月に西天川小学校、

一二月に東天川小学校、

たとえば、一八八三(明治一六)年五月に上田部小学校、翌八

翌八五(同一八)年一一月に冠小学校の各校が廃校となり高槻小

校・郡家小学校が廃校となり芥川小学校へ統合されるといった 学校に統合され、また、一八八三(同一六)年一月、真上小学

具合であった。

方デフレ政策による地方財政の窮乏という要因もはたらいてい これらの統廃合の背景には一面では当時進行しつつあった松

学率は必然的に低下してしまうことになり、改訂教育令は重大な障害に直面する破目におちいった。 の小学校就学率も一八八三(明治一六)年の六七パーセントから八七(同二〇)年の五七パーセントへと低下 増税と物価暴落による民衆の困窮と廃校による公立小学校の減少などがあいまって実質的な就 統廃合による学区整理・廃校は、 しばしば通学の便を失う村々のはげしい反対運動を生

たのであり、

していた。しかも、

さ

部の村々ではこの問題をめぐって騒動が発生した。

が、これらは学区内の学校の統廃合をすすめ、

教育財政の運用

面の充実をはかろうとしたものであった。

らに一八八四(同一七)年八月にはこれを改正することになった

八八一(明治一四)年一一月、大阪府は小学区を制定し、

むことともなった。

納の催促にも応ぜず、また学務委員を推挙する選挙会の開催期日の延期をも要求して執拗な動きをすすめた 杉生・二料の五カ村では分離委員会を選出して反対運動を展開し、南桑田郡長のたびかさなる学区教育費上 対の動向があったことが史料的に確認できる[二二]。樫田地区は当時京都府の管轄であったが、一八八四 (明治一七)年八月の学区改定によって地元の邁訓小学校に統合されたことに反対し、中畑・田 島下郡味舌下村(現摂津市)では同盟休校にまで発展したが[『H荘O頁』]、高槻市域でも、 樫田地区で統合反 能・出 灰

のであった[桝家]。

下の村財政窮迫もあって、教員の人件費の計上額について激論がたたかわされ、また、一時期は予算未決 るのである。 れてきただけに、 まま学校の授業に支障を来たすなどの事態がおこっており、このような村当局の苦闘を経て小学校が維持さ に一般より高給でないと小学校の教員を得ることがむつかしく、そのうえ、当時すすみつつあった松方財政 なお、この樫田地区の二料村の一八八三(明治一六)年の村会速記録によれば、同地区は山間 通学の不便とあいまって、先述のような統合反対の根強い動きが生じたものとも考えられ の 僻村だけ

織を発足させて、公立学校の維持や必要な財政に関する共通課題を協議する体制をつくりあげており、 村)では、一八八二(明治一五)年一月に各村戸長と村会議員代表数名ずつ(計四○名)で構成される 連合 例えば、島上郡第三学区(富田・芥川・東五百住・西五百住・赤大路・津之江・芝生・唐崎・三嶋江・柱本・西面各

このような統廃合反対の動きと同時に、一方では改訂教育令に即応する動向も地域によってはみられた。

同じ

研究討議する協議体となったのである。期シ」、学校施設・授業方法・試験・教材などについて月趣旨ヲ奉体シ、本府規則ヲ遵守シ、専ラ教育ノ隆盛ヲ頃、第二・第三学区連合教育会も結成されて、「文部省

家ノ為ニスル」強制義務教育[動場『学校教育と論』が本格的育の推進 足し、初代文相に任命された森有礼の構育の推進 足し、初代文相に任命された森有礼の構意により翌八六(同一九)年に入って帝国大学から小学校想により翌八六(同一九)年に入って帝国大学から小学校想により翌八六(同一九)年に入って帝国大学から小学校想により翌八六(同一九)年に入って帝国大学から小学校想により翌八六(同一九)年に入って帝国大学から小学校想により翌八六(同一九)年に入って帝国大学から小学校想により翌八六(同一九)年に任命された森有礼の構育の推進 足し、初代文相に任命された森有礼の構育の推進 足し、初代文相に任命された森有礼の構育の推進 足り (同一九)年末に内閣制度が発展が表表している。

率を高め「臣民教育」の実をあげるために、授業料無償・就学年限三年の小学簡易科の設置を認めたが、高

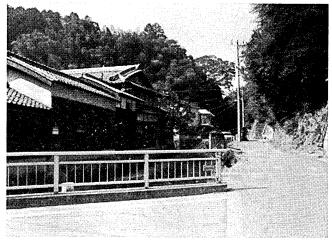
に発足した。

と同時に授業料徴収が正式に実施されて、

教育の有償制は当然とされた。

また、

方では就学



写233 川久保旧村(市内大字川久保)

写234 御真影奉安室 (戦前の高槻尋常小学校) (「高槻小学校100年史」より)

(明治二二) 年の市制・町村制、 就学督促の強化、 (明治二三)年一〇月には新小学校令が勅令として公布され、 祝祭日学校儀式の実施義務化などが明文化された。 翌一八九〇年の府県制・郡制による地方自治制実施に対応する教育制度 学校の設立主体とするとともに、 としての意味をももっていたのであり、 「臣民教育」 同時にこの勅令は一八 小学校は義務教育 推進、 市町村を小 教 科 書

八九

検定制の強化、

その後一八九〇

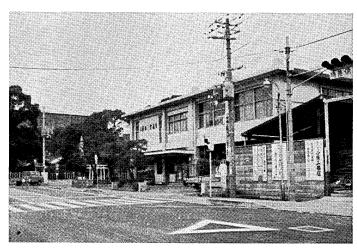
槻市域でも成合・川久保に簡易小学校が開設された。

育 日に芥川・清水、二〇日に高槻、二九日に磐手の のである。 省が費用を折半して印刷された上、 の尋常(三または四年)と高等(二・三・四年の三種) 尋常小学校に下付されるというスピードぶりで に下付され、 二種とし、 新小学校令が公布されたと同じ一〇月三〇日に の内実が確定された。 続いて「御真影」が天皇神格化のヴェー 教育勅語が発布されて「忠君愛国」の「臣民教 高槻市域でも、 簡易小学校は廃止されることとなった。 各小学校ではその奉読式が挙行され たとえば同年一一月一 その騰本は宮内・ 全国の小学校 文部両 五.

ルに

的教学体制の基本的な根幹が確立したのであった。

の下賜と「新小学校令」の実施により、戦前の国家主義して、一八九〇(明治二三)年一〇月発布の「教育勅語」つまれて厳粛に複写され普及されていった。このように



入して起債資金に充当し、

如是尋常小学校の改築を実施しなければならなかったのであり、「本村尋常小学

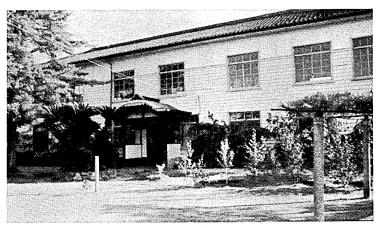
写235 島上高等小学校跡 (現在の商工会議所付近・市内野見町)

以後一九〇〇(明治三三)年に「小学校令」は改訂され、修業年限四年に確定するとともに「小学校和書加法」に表示で、同四〇)年の「小学校今」改訂により、「小学校一九〇三(同三六)年の「小学校今」改訂により、「小学校一九〇三(同三六)年の「小学校会」改訂により、「小学校のに一九〇七(同四〇)年の改訂により、「小学校のにこの年限延長され、教授内容も増強されることとなったが、この年限延長は学校の施設・設備の増改築などを必が、この年限延長は学校の施設・設備の増改築などを必が、この年限延長は学校の施設・設備の増改築などを必が、この年限延長は学校の施設・設備の増改築などを必ず、この年限延長は学校の施設・設備の増改築などを必ず、この年限延長は学校の施設・設備の増改築などを必ず、この年限延長は学校の施設・設備の増改築などを必ず、この年限延長は学校の施設・設備の増改築などを必ず、この年限延長は関連合より一、六〇〇円を借

590

校 (中略) 築ヲ要スル 年ニ増築セシモ、 ズ (下略)」という窮状がその背後にあったのである。 ルニ工費総額金参千円ヲ要シ、 増築ヲ為スニ到レリ、 義務年限延長ニ伴ヒ、 ハ、去ル明治弐拾六年四月ニ於テ新築セシ以来、 増加シ、 村税金壱千四百九拾円四拾弐銭参厘ヲ得ル ノ急ニ迫レリ、 為メニ校舎ノ狭隘ヲ告グルニ依リ、 同四十年小学校令ノ壱部改正ニ依リ、 明治四十一年度同四十二年度ノニ回迄 然ルニ目下旧校舎大ニ腐朽ニ傾キ、 然レドモ本村 前記収入ニテハ経営スル 財源ニ在ツテ 明治三十九 アラ得 改

たように「良妻賢母」型の教育を志向したものであった。 の技能とともに「節約利用ノ習慣ヲ養フ」ことが目的とされ 尋常小学校内に設けられたが、 校や実科女学校の設立がすすみ、 また、府下では明治末から、 Ø たとえば高槻でも一九一〇(明治四三) 等小学校 設 立 島上高等小学校が設立されたのは一八八八 (明治二一) 年五月のことであり、 大正の初めにかけて高等女学 「貞淑ノ徳ヲ涵養」し、 女子教育の進展がみられ 年に裁縫学校が、 高槻村の真 裁縫



写236 行信教校(常見寺内·市内東五百住三丁目)

宗寺院円成寺を利用して開設された。島上郡内では唯一のものであり、当時五九カ村の島上郡全域が通学区

域であった。 翌一八八九(明治二二)年三月に高槻村外番十三番屋敷(元藩士邸宅)跡の新築校舎(現商工会議所)

村はそれぞれ五領・富田に分教場が設立されて分離し、一九〇〇 (同三三) 年には高槻町六カ村組合の管理 となる)[代||三四参照] の管理経営下に入り、その後一八九八(同三一)年に島本・五領と富 たが、一八九二(同二五)年四月には島上郡富田村外十カ村組合(一八九二年四月の町村制実施で島上郡十一ヵ村 田 如 是 の 四 カ

明治期における高等小学校の位置は次のようなものであった。

営下に入ったのであった。

先生が出来たぐらい、何でもできた。どこへ行かはってもえらいもんやった。おなごの人やったらほとんど おまへ ん もいてやせん。そこまでいく奴はえろう(沢山―筆者註)なかった。高等科四年行ったら大したもん でし た。小学校の 小学校は今の商工会議所の所にたったんですわ。その学校はかみは原・阿武野・五領、全部いてました。そんでも何ぼ 高等科卒業したら立派なものでしたな、その時分は。四年でしたが二年いったらやめるものが多かったな。島上高等 よっぽどいい家の人やった。津之江からは二人や三人はおました。(下略)」〔立一○○周年記念――、井出千代吉談

た。なお、公立学校以外に一八九九(明治三二)年には如是村に真宗専門学校として修業年限三ヵ年の私立 しての官立大学から尋常小学校にいたる差別的学校体系の一角が島上郡内にも構成されていったのであっ このようにして初等教育段階にも高等小学校と尋常小学校という「タテ」の学校序列が形成され、全体と

行信教校が設立されている。

第三節 日清 ・日露戦争と高槻

清両軍が戦端を開き、八月一日には宣戦が布告された。 占領し、 を契機に朝鮮に派遣されていた日本軍は、 深刻になっていった。一八九四 ۲ 日 清 高 戦 クーデターによって親日政府をつくった。こうして日 槻 争 治一五)年の京城における衝突以来、 朝鮮をめぐる日清両国の対立は、一八八二(明 (明治二七) 年七月、東学党の乱 京城において王宮を しだい に

が開かれた。 行され、つづいて黄海海戦の勝利のニュースが入ってきて人々 は歓喜し、家々では国旗・ 八九四 (明治二七)年九月一七日には平壌大勝利の号外が発 軒提灯をかかげ、 各地で連日祝賀会

響を与えたであろうか。 ところで、この戦争は、 町村財政や町村住民にどのような影

や優別の 計算をありす物授予士等者改乱して経験進一死以て 複悪に報び挙らんてきせ 四线質管に非住に指へがるを認る後に卒業を扱うたるは全し 熱下御城橋の数す所なる今 本日午後六時四十五分祖印度野途総選長より大本祭に向い立の電視ありたり

(十九日午後十一時三十分演爲特級片山精三次發系/整理)

粉へり凝れて数す

₩800 - 12

大阪朝日新聞社

それるして年後人特及以入務三十分の料照に用よる整理し来れる

|野津中將の奉答

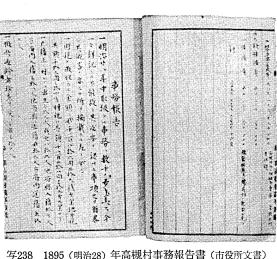
村の歳出合計は、一八九三 (明治二六) 年九五八円五五銭五厘、 この点を当時の高槻村財政 (歳出) についてみてみよう。 高槻

> 大阪切口新聞網譜號 ●我艦大に敵の海軍を破る 十九日午後三時三十分祭囚特派天野校時至各職報》

(十九日午後九時十九分祭山特級天野院發至美電報)

最上間丸の飲んせし様に 敵艦三隻を撃ち沈め一隻を焼き沈めたり我艦 出會の彼れより砲撃を始めしかば我艦艦戦し マイルの處に於て清國軍艦十二隻水雷六隻に 去十六日午後一時我艦は○○島の東北三十五 WWWWのWWWWを投稿は無事ます 数域層側の指人は対域に役役を指しるでして之を楽し遊なる景気なる 教職法十六日製用並修じの特別が当場を推進十一世の出意の共三選を確されて一隻を数さ (十九日午後九時三十分黃山鈴照天野綾發形祭職報)

を報じた号外(「大阪朝日」明治27年9月20日) 平壤大勝利 写237



1895 (明治28) 年高槻村事務報告書(市役所文書)

銭四厘、一八九四

(明治二七) 年三一円五二銭三厘、

(明治

をみても、

衛生費は、

一八九三 (明治二六) 年一八円九

らず、むしろ漸増の傾向にあることが指摘される。 九)年一、七三三円一四銭七厘で戦争期間中にも

わる行政についても日清戦争は強い影響を与えなかったことを示すものにほかならない。 が看取されるのである。 しかも、このことは民衆の福

五.

九)年八三八円七一銭九厘といずれもむしろ増加

の (明治二 一八九

傾

(明治二八) 年八六四円一一銭九厘、一八九六

二銭八厘、

一八九四

(明治二七) 年七五七円四厘、

組合尋常小学校費)は、一八九三(明治二六)年三六九円七 二九)年一四六円六七銭七厘、学校費(組合高等小学校費 九五(明治二八)年三五九円六五銭九厘、一八九六

に

カン

か

八七五 室ヲ改築シ、其費用ハ凡百五拾円ヲ要」したと記されている。これは後述するように避病舎の新築はおろか このような点をさらに一八九五(明治二八)年度の「高槻村事務報告」についてみてみよう。 (明治二八) 年度には 「避病舎ヲ新築シ、 其費用凡ソ三百五拾円ヲ要シ、又高槻尋常小学校井戸場及便 それ には

八

九

(明治

か

内 か 八九四

(明治二七) 年一、

四二四四 円 銭 八厘、

(明治二八) 年一、八八五円九九銭四厘、一八九六

至であった。

政府はただちに軍備の大拡張に着手した。一八九六(明治二九)

年三月、

陸軍

や町村住民の生活にほとんど影響を与えなかった戦争であったことがわかるのである。 リ、(下略)」と報告されていて、日清戦争が維新以来はじめての本格的な対外戦争でありながら、 機織ニ従事スル者多ク、概シテ可ナリノ景況ナリ、(中略)教育ハ客年ニ比スレハ最モ著ル キ進 歩ヲ 来シ タ 之ニ従事スル者増加ヲ来スモ、作業上改良等ノ点ニ於テハ其乏シキヲ感ス、工業ハ近頃麻緒ヲ製シ、又木綿 がいといえるのである。 小学校校舎の新改築費などその他一切の福祉関係費がほとんど削減された日露戦争時の町村財政と大きなち しかもまた「民情」についても「別ニ異状ナシ、商業ハ客年ト差異ヲ見ス、農事 町村財政

遺族に対し二円以上三〇円以下が贈与された。 ○円以上五○円以下が贈与された。臨時召集中または従軍中に傷病をうけたり、 は、一日、一人当たり二銭以上一〇銭以下で相当の扶助が行われた。 人当たり一円以上三円以下が贈与された。また出征・従軍によって、その家族が生活に支障をきたす場合に 摂河泉特別 このような状況のもと、 出征者やその遺家族を保護・優待した。「大冠村尽国会規程取扱手続」〔元八八〕によると、 日清戦争は終ったが、三国干渉をきっかけに満州・朝鮮に進出してきたロシアとの対決は必 町村住民は勝利の興奮のなかで「大冠村尽国会規程」〔元元〕にみられるよう 出征者が無事帰村した場合には、 戦死者遺族に対しては、弔祭料として一 送迎して祝意を表わした。 病没した者一人につきその 出征者には

以来、 時編制が定められ、 予備役の召集がさかんに行われ、 高槻市 域 は新設の第一○師団管区に属した。 従来の六個師団制が改められて一二個師団制となった。近衛師団を加えて一三個師団 部隊の訓練演習も強化された。とくに新設師団の編制が完了した 倍増する師団の編制にそなえて一八九六 (明治二九)



写239 大演習関係書類(市役所文書)

助を行った。 ものとされた。 また、 郡内の村長の互選をもって委員五名を選び、自村他村の宿泊に関する一切の事務の補

は大隊本部以上に付随し、中隊本部の用務を兼務する

何名かが委員に嘱託された。これらの委員のうち郡委 設委員・赤十字社員・奨武会員・兵事委員のうちから

員は、

連隊本部以上独立大隊本部に付随し、

町村委員

郡書記・町村吏員・在郷下士官兵卒・町村会議員・常

では郡長が委員長、町村では町村長が委員長となって、

そしてそのための準備と実行の任にあたるために、郡 られ、この演習に「官民一致」の協力が求められた。 軍隊ニ便宜ヲ与ヘ、遺憾ナキヲ期スモノトス」と定め には「三島郡官民一致、赤誠以テ軍隊ヲ待遇シ、可成 た。まず「明治三十一年秋季演習地方事務協議事項

さらに郡長は、 連隊以上の行軍演習に際して、必ず訪問するものとされた。そして郡書記はその行軍演習

新旧師団による摂河

八九八

(明治三一)年一一月には、

泉特別大演習が天皇の統監のもとに行われた。

この演習は町村役場、

町村住民を動員して行

わ れ

与えるようにとの郡長の命令が村長に伝えられている。 るべく大演習実施の時期までに収穫を終えることのできる種類のものを選んで植え付けるよう農民に注意を がそれぞれ出張するものとされた。ついで同年三月一九日には大演習実施に差し支えのないよう、 には必ず出張するものとされた。旅団以上の行軍には府県高等官が、幹部演習には、郡長・府県属 米作は 郡書記

ずることのできる物件概数として報告している。富田村役場では同年一○月一○日、それぞれ需用物品を扱 施行すべき諸事項が村長あてに通知された〔元邦六〕。 ても臨時に軍隊が民家へ宿泊するかもしれないので、 している。 石)、大麦二○俵(八石)、日向炭七五○貫、藁巻炭二五○貫、薪一○○貫が調達できることを報告 し 本を同一五日まで郡役所に提出するように命じている。これに対し、高槻市域の富田村では、一〇月九日に ができる白米・大麦・秣蒭・味噌・漬物・梅干・薪・炭・藁などの概数を調査し、 田村長あて通牒も出されている。このほか同年一〇月二五日には郡長より、大演習の区域内において衛生上 一一日、味噌は三○貫、醤油は一等から三等まで各一○石、白米三五石(ただし一両日前に命令をうければ一○○ っている各商人に対し、どの程度の数量が調達できるかを報告するように命じている。それに対し翌一〇月 八九八(明治三一)年一〇月六日、三島郡では大演習の際の軍隊の臨時需要に備えて、それに応ずること ついで同年一○月三○日には大小蒲団の調達可能枚数について、貸蒲団大四○○枚、小二○○枚と報告 いちおう白米三五石・大麦八石・味噌三○貫・薪一○○貫・炭一○○○貫・藁二○○貫を、臨時需要に応 また同年一○月六日には、三島郡役所第一課長より、陸軍大演習中はもちろん、その前夜にお 咄嗟の場合でも差し支えのないよう注意するように富 一覧表を作成して、その騰

こうして町村住民挙げての協力により大演習が実施され

たのである。

ほか、一般町村民や青年に、軍に対する認識・協力の気風郷 軍 人 会 入営軍人や遺家族の慰労・救済などを行う高 槻 町 在 日清戦争は、在郷軍人の重要性を認識させ、

を喚起するための組織が各地でつくられた。高槻町在郷軍

人会もその一つであった。

して、この会の主旨に賛成し、金員もしくは物品を寄贈して、この会は「高槻町在住ノ陸海軍人からなる正会員、臼町内在住の予備役・後備役の陸海軍人からなる正会員、臼町内在住の予備役・後備役の陸海軍人からなる正会員、臼町内在住の予備役・後備役の陸海軍人からなる正会員、臼町内在住の予備役・後備役の陸海軍人からなる正会員、臼町内在住の予備役・後備役の陸海軍人からなる正会員、臼町内在住の予備役・後備役の陸海軍人からなる正会員、臼町内在住ノ陸海軍人共同ノ利益ヲ進メ、軍

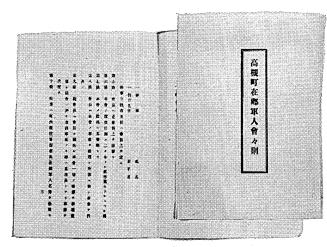
たものからなる賛助会員、

た国民兵籍編入の正会員で役員会の決議を経たものからなる名誉会員、

四地方有志者で、この会の主旨に賛成し、

三円以上もしくは同等の物品を寄贈

田地方有志者でこの会の主旨に賛成



写240 高槻町の在郷軍人会会則(島川家文書)

598

の日

露

戦

発 争

九〇〇

(明治三三)

年

北

変を

契

機に、

満州を占領して

いめ

た

シ 事

7

んは撤

、条約を履行

せず、

鴨緑江をこえて韓国

の申清

進

田

を

実である。

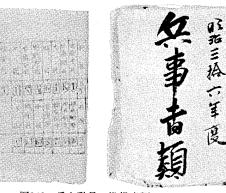
成された[近現代]。 Ļ 五円以上も しく は 同 等 O 物 品 を寄 贈し た者 お よび Ĕ 会員でとくに功労ある者からなる有

功会員、

から

るとい が 書」によると、 n 槻 軍人会が会則どおりに結成されていたとす わ らの在郷軍人 が国 る。 町在郷軍 この高槻町在郷軍人会則は、 年四月に東京で結成された神田区 月一 時局 最初 わ 清水村の一九〇四 れて 四日に総会において決定されているから、 ノ必要ョリ」設置されたと記録されて の在郷軍人会は 人会は、 会 vi 同 るから、 の存在は、 村でも同年三月二七日 この頃から結成され 一九〇七年にこの高槻 (明治三七) 年度の「事務 通説をくつがえす貴重 __ 般 一九〇二 V は 一九〇七 |在郷軍人団 (明治三五) たも に在郷軍人 'n ば、 のと思 (明治四 V 町 これ . る。 報告 立な 在 で 会 年 高 あ わ

写241 日露戦争開戦の号外(「大阪朝日」明治37年2月10日)



写242 兵士動員の準備書類(市役所文書)

てい

た。

ア軍の動きに注目しながら、開戦にそなえて動員準備がすすめられたかまりつつあった。一九〇三(明治三六)年には満州におけるロシ年に締結された日英同盟を背景に、政府部内では日露開戦の機運が

同年三月二八日には三島郡役所第一課長から富田村長あ

[近現代]。 る動員についての準備書類・ 要具などを詳細に定めたものであった

それは「一召集令状交付時間調査表

二使丁差立区域表」にはじま

てに「町村役場ニ於ケル陸軍召集準備事務検査規格」も達せられた。いる。ついで同年四月一五日には三島郡役所第一課より富田村長あ合はその都度報告するようにとの命令があったとの通達が出されてに徴兵適齢者で所在不明のため徴集延期中の者の所在を発見した場

それらは日清戦後すすめられた海軍の大拡張計画にもとづいて前年末までに建造されたものであった。 観艦式が挙行された。戦艦三笠をはじめ、 いで同年一一月には、 再び天皇統監のもとに陸軍特別大演習が播州平野で行われた。 主力艦のほとんどがイギリスに発注した最新鋭の軍艦であっ そのような中で、 同年四月には神戸沖において天皇を迎えての大 新設の第一 第

(善通寺)師団と既設の第五 (広島)師団による演習である。

演習を前にして第一○師団の物資調査が高

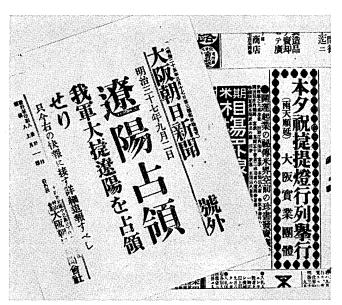
600

日露の対立は決定的となり、一九〇二(明治三五)

た。この結果、

槻地方でも実施された。糧秣・雑貨をはじめ薪炭・紙・皮革・塩・梅干・漬物・家畜・車両・ 数にいたるまで徹底的に調査された。これは、 非常時における徴発に備えた調査であっ 職人の種類と

され、 戦が布告された。 の 加わった。六月はじめには第一○師団の後備兵 て第一軍と第二軍の間隙を埋めるように北 南尖澳に上陸した。 を出発し、 第三九連隊は五月七日師団の先頭をきって姫路 姫路の第一○師団に動員令が下されたのは四 て日露の戦端が開かれ、 上陸と同地停泊中のロシア軍艦への砲撃をも 六日であった。 召集があり、 高槻 日露戦争と やがて第四軍の編制下に入って遼陽攻撃に 同月八日には、 の兵士 神戸港から乗船して大孤山の南西 この応召兵をもって組織され 旦 高槻市域出身の兵士が属する 高槻市域の兵士が属した歩兵 九〇四 第一〇師団は独立師団とし П 先遣部隊の韓国仁川への シアとの国交断絶が決定 同月一〇日には遂に宣 (明治三七) 年二月四



写243 遼陽城陥落の報道(「大阪朝日」明治37年9月2日)

时候·内把一直 見をはれいいりまれいハン も苦秋 從,野兵對,日本而國軍人,賣出了 是次死。这·居·美新獲以死數·美二 被我一死禮,少本後衙付近以我夹兄者 ラント名人ラテ次人待長美養調料 ○月七大本村一名書 数天通 在三十二十二十五日 相子因 事は作りき

中国東北 (満州) からの兵士の手紙

でも 月四

戦勝を祝った。

日に陥落した【「八五頁・一八六頁】

高槻市域の町や村

第

軍の戦闘序列に入り、遼陽攻撃に

加わっ

た。

遼陽は

九 た

れも緒戦に朝鮮半島に上陸して以来、

後備歩兵第三九連隊は、

築ク如ク」[近現代] と書いてい 遂ケシ彼我ノ死体ニシテ、 歩兵第三九連隊の兵士井上由松は同年一一月七日付 ツノ山ヲ占領セリ、 中で「敵の主力ハ奉天鉄嶺ニ有リ、十月十五日夜襲シ 小方七郎あての手紙の中で「不肖此ノ地へ 治三七)年一〇月二六日付の村長小方七郎にあて た手 敵兵凡ソ九百人、其ノ死体ヲ見テ不肖決死ヲ定メ居リ 十月九日ヨリ二十一日ニ渡タル大激戦ニ名誉ノ戦死ヲ 田村出身の第三九連隊の兵士好田留造は一 我ガ死傷者モ沢山、 本溪湖附近ニ我兵凡二百六十 る。 同じく富田村出 敵ハ死屍スニ 来リ実ニ驚キ 九〇四 自身の の 村 後備 Ш テ 紙 (明

長

候

ヲ

0

候、 歩哨トシテ立ツ時ナソハ実ニ甚敷候へ共、 満州 時 候 内地ト事ト変リ、 現時内地ノ極寒ヨリモ 決死ヲ以テノ業務ナレバ少シモ苦敷キ事無之、 猶水厳敷、

昨今ナゾハ雪キ降リ漬ル事ト凡(種)

唯ダ恐

六月二七日に姫路を出発した。

北進をつづけてい

税の課税制限、

制限外課税の限定などが定められ、

国民負担を緩和することが考慮されていた。

ヽハ夜間ノ歩哨ニシテー寸前へハ見へズ、犬ノ徒歩致タスモ人ニ見へ、木ノ動ゴクモ人ニ見へ候」[山東代]

ル

と書いている。 ら解放された第三軍も加わって、ここにはじめて在満全軍を結集しての戦いが可能となり、 九〇五 (明治三八)年一月一日、六カ月にわたる苦戦のすえにようやく旅順が陥落すると、 出征兵士の労苦の様子が手にとるように読みとれる。

奉天大会戦が

ば

旅順攻撃

か

税の増徴とむすびつかないようにするため、 特別税法によって国民の負担が激増するのは当然であった。したがってこの特別税法には、 勤労大衆の負担になる消費税および専売収入などであったことは注目しておかなければならない。この非常 税を新設して約六、二〇〇万円の増収をえることを企図したものであった。増収の七七パーセントが地租や 税・印紙税および関税などを大幅にふやし、煙草専売価格を引き上げるとともに毛織物と石油に対する消 による増税を第二○国会に提出し四月一日から実施した。これは地租・営業税・酒税 軍を追撃することもできない有様であった。 じまった。三月一○日、 日露戦争と 村 財政 め二回にわたり大増税を行った。まず一九○四(明治三七)年三月、第一次の非常 日露戦争は一九億八、四〇〇万円もの莫大な国費を費やした。政府はその費用をまかなうた 日本軍の勝利に終わったものの、兵員も弾丸も底をつき、 臨時増徴額に対する地方税の付加税賦課を禁止したり、 日本軍は退却するロ 砂糖消 国税増徴が地 費税 特 别 各種付 登 シア 方 法 録

費および補助費の節減 内務省は、 非常特別税法の公布にさきだち、 ・中止ならびに繰り延べなどに関する基準を示し、 一九〇四 (明治三七)年二月、地方長官に通牒を発 また地方税を軽減するように勧奨 Ļ

事

であった。

行うこと、校舎が不足する場合は寺院または民家を用い、二部授業を行うこと、病院においても寺院あるい は民家を借り入れることなどを勧めている。 した。この通牒は、 道路・官庁・校舎・病院・隔離所などの新営改築は、この際、 戦費調達のための民生行政の圧縮は、このように徹底したもの 中止あるいは繰り延べを

を削減するものが多かった。 カユ けられた。政府のこのような地方財政圧縮政策によって、民生行政が極端に切り下げられることになるにも き続き適用された。今度の国税増徴分についても付加税は禁止され、またあらたに鉱区付加税に制限率が設 どが増税の大きな割合を占めた。 を新設して、 税・間接税全般にわたって第二次の大増徴を行った。それとともに、 かわらず、府県会や市町村会では「軍国の財政計画が一番大切である」として決定の予算を更正し、 戦争がすすむにつれて、政府は、 総額約七、四○○万円の増収をはかった。今回も地租や勤労大衆の負担増となる塩専売収入な 地方税については、一九〇四 一九〇五(明治三八)年一月、さらにこの非常特別税法を改正し、 (明治三七)年度の非常特別税法の規定が引 相続税・通行税を新設し、塩専売制度 経費 直接

日露戦争と 村 高槻町の財政 住民 であったが、すでにみたところからも明らかなように、 日露戦争は、 (歳出) についてみよう。 日清戦争と異なり、 消費した戦費の額においても比較にならないほどの大戦争 町村財政に与えた影響もまた大きか

銭九厘、 一九○四(明治三七)年二、四四○円八二銭七厘、一九○五 一九〇二 (明治三五) 年二、九三〇円二二銭八厘、 一九〇三(明治三六) (明治三八) 年二、五九六円九三銭五厘 年二、 七五一 円

** :-Q :-でのからとはい はいかる 見行北事好 だ 子、当之大 はなら おこななしとなる二大軍夏相等教告又出す X1 2日日村文例日政室,行一公耳上月文首日,即便 Mtato年1月一年月十日成入城中内飲清·聖理· 以後 曹三子是曹子是古初校查一年,古被公司日本日 金子公司 村花及香色質 後軍新分 数 上下了一个明不全大方 新中保九月分子了 ja bi 1 初後人的多人等 中華を

写245 1904 (明治37) 年度清水村事務報告書(市役所文書)

争のはじまる前年の一九○三(明治三六) 年には早くもその影響が あら われ、前年より一七八円二九銭余減 九〇六(明治三九)年二、四五四円六三銭、一九〇七(明治四〇)年二、七八〇円五一銭となっている。

前年より三一一円余も減っている。一九〇三(明

戦

さらに戦争のはじまった一九〇四(明治三七)年には、

年の間は零である。勧業費も一九〇三(明治三六) 費)などは、もともとたいした額ではなかったが 銭、一九〇六(明治三九)年四円三〇銭と半減して 年五円二六銭、 治三六)年には五円八○銭、 九〇二(明治三五)年一〇円二〇銭、一九〇三(明 響は同じく一九○三(明治三六)年にあらわれ、 七(明治四〇)年になってからである。 治三六)年の歳出規模に戻るのは、やっと一九○ 年三〇円であったものが 一九〇四(明治三七)年: ○(明治四三)年になってからである。救助費 (済貧 九〇二(明治三五)年から一九〇四 る。衛生費歳出については回復するのは一九一 その内訳をまず衛生費についてみると、その影 一九〇五 (明治三八) 年五円二〇 一九〇四(明治三七) (明治四七)

第二章 町村の政治と民衆

(村) 歳 入 表

							1	
[円]	村税	の歳	入細	B	第五款 使用料	第六款	第七款	第八款
地価割	営業割	営業税 付加税	所得税 付加税	戸別割	及び 手数料	寄付金	雑収入	町債
円ム	円	円	円 —	四厶	円 ——	円	円.	円 —
229,916	18,788			602,607			(見込残金)	
△ 327,384	27,673			△ 1072,881			00,000	
△ 332,120	△ 31,040		O 47,354	△ 1427,503			O 8,911	_
△ 349,932	△ 109,644	—		△ 1248,900		7,095	O 14,583	
O 352,378	O 144,749	O 45,318	O 36,332	△ 1061,069		_	O 32,458	
O 421,181	95,752	△ 77,266	O 44,158	△ 1184,515	O 84,600		O 19,943	
△ 270,108	O 119,875	O 121,713	O 133,328	△ 1308,223	35,000	46,137	34,606	
△ 234,833	O 155,281	△ 121,144	O 136,925	△ 1334,035	O 51,000		35,838 0 28,530	
△ 248,685	O 164,017	O 133,535	△ 115,929	△ ·1582,042	○ 55,700	5,284	33,728 12,000	
△ 299,606	O 206,518	O 137,060	O 183,370	△ 1805,860	O 58,850	△ 25,800	△ 19,495	_
△ 384,520	O 271,560	△ 130,100	O 220,240	△ 1707,950	O 64,540	△ 13,137	O 94,572	
△ 390,050	△ 175,750	△ 89,960	O 137,500	△ 1223,330	O 71,130	11,597	O 39,029	
O 390,780	O 143,330	△ 165,570	O. 129,850	△ 1831,700	O 78,260		9,760	
O 390,030	O 165,950	△ 134,430	O 119,040	△ 1356,670	O 66,430		0 ¹ 81,800	
△ 384,143	O 198,240	△ 130,570	O 135,740	△ 2349,190	O 59,700	0000,000	75,550	_
△ 372,555	O 225,395	O 168,570	O 164,105	△ 2035,020	△ 44,600		99,170	_
O 570,675	O 342,390	O 191,080	O 240,875	O 2776,620	O 46,800	11,272	O 145,920	
O 565,920	△ 376,430	O 266,950	O 293,980	△ 3494,040	O 51,700	28,871	O 54,730	2600,000

表107(A) 高 槻 町

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
歳入費目		第一款繰越金	第二款 町 村 交付金		歳入細目	第三款府	第四款	
年度	合 計			国 庫下渡金	府 税 下渡金	税補助金	町村税	
	O FF	円〇	円	円	一円	H	円	
26	1078,919	173,524	34,085	11,658	22,427	19,999	851,311	
27	O 1585,490	O 120,364	O 37,188	O 12,163	O 25,025	△ 00,000	△ 1427,938	
28	△ 1890,320		O 43,392	O 16,426	O 26,966		△ 1838,017	
29	O 1799,377		O 52,669	△ 8,654	O 44,015	16,554	△ 1708,476	
30	O 1699,372		△ 27,068	△ 12,433	△ 14,635		○ 1639,846	
31	O 2004,228		△ 76,803	O 20,440	△ 56,363	_	△ 1822,882	
32	O 2267,170		O 90,528	O 25,415	O 65,113	107,652	O 1953,247	
33	O 2454,842	O 261,242	O 96,014	O 29,718	O 66,296	△ 00,000	O 1982,218	
34	△ 2602,801	O 138,107	O 105,848	O 33,621	O 72,227	△ 7,926	△ 2244,208	
35	△ 3034,615	183,362	△ 77,781	17,862	O 59,919	△ 36,911	O 2632,416	
36	O 3112,535	O 104,387	△ 77,982	△ 6,495	O 71,487	△ 43,547	○ 2714,370	
37	○ 2626,539	O 360,606	O 105,332	O 53,568	△ 51,764	△ 22,255	○ 2016,590	
38	○ 3065,415	O 185,712	O 111,626	O 51,434	O 60,192	△ 18,827	2661,230	
39	O 2887,084	O 468,480	△ 91,074	△ 36,332	O 54,742	△ 13,180	△ 2166,120	
40	△ 3867,534	O 422,454	△ 103,887	△ 33,970	O 69,917	8,060	△ 3197,883	
41	O 4322,834	O 1087,024	△ 103,875	△ 42,040	O 61,835	△ 22,520	△ 2965,645	
42	○ 5489,015	O 919,401	O 218,642	O 155,090	O 63,552	△ 25,340	O 4121,640	
43	O 9234,160	O 1124,869	O 239,760	O 176,000	O 63,760	O 166,910	O 4967,320	

(村) 歳 出 表

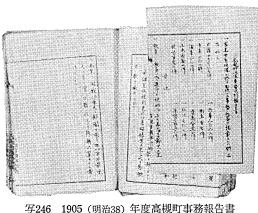
(11)		———	20					
及負	担の	歳 出	細目	第六款	第七款	第八款	第九款	第十款
三島郡 々 費	組合高等 小学校費	組合尋常 小学校費	(その他)	勧業費	土木費	警備 費	(諸費)	予 備 費
<u> </u>	円 —	円 369,728	<u>H</u>	円 —	円 22,222	円	円 (衆議院議 員選挙費)	円 —
	649,867	107,137	(両郡全村 組合費) 7,545		△ 00,000		△ 1,500 (同上) ○ 1,250	۵ 00,000
-	177,253	686,866	(同上) 17,712	 .				△ 00,000
_	175,274	663,445	(島本村外31 ヶ村組合費) 17,690		23,649			△ 8,313
	172,245	622,178	(同上) 35,820					00,000
22,411	O 186,584	698,794	(同上) 18,687	△ 17,529				△ 00,000
35,518	192,059	635,732		00,000	153,789	_		△ 00,000
25,156	272,749	766,664	(臨) 府費負担 142,189	10,000				△ 00,000
34,858	314,460	976,591		25,000	13,210			△ 00,000
43,821	340,824	1308,154		25,000	43,000	·		00,000
35,632	341,522	990,952		30,000	21,894	△ 194,260		00,000
20,808	290,220	936,650		10,000	6,510	19,327		
20,046	532,828	994,020		10,000		14,100	(役) △ 0,000	△ 00,000
19,306	O 263,502	1039,070	-	25,000		25,060	(役) △ 0,000 (役)	00,000
26,360	345,772	1181,670	<u>-</u>	25,000		6,000	△0,625 (雑支出) △0000,000	△ 00,000
35,233	392,706	1439,496		25,000		△ 24,900	(役) △4,180 (避病舎敷 地買収費)	△ 00,000
49,296	412,832	1794,508		25,000	(臨)(道) 28,162	△ 28,900 (點) △224,700	△111.433 (役) △1,980	△ 00,000
55,269	422,250	4813,162		25,000	(題) △ 168,809	△ 63,800 (5m) △269,000	(臨) (土地買収費) △49,000 (雑支出) ○101,490	△ 00,000

○印は予算に対する歳入・歳出額の増加を示す。△印は予算に対する歳入・歳出額の減少を示す。

- (臨) は臨時費を示す。
- (役) は役場修繕費を示す。
- (道) は道路修繕費を示す。

VII近代の高槻

					表107	(B) 高	槻 町
出 費 目		第一款	第二款	第三款	第四款	第五款	諸税
年度	合 計	役場費			救 助 費 (済貧費)	諸税及負担	町村有 地 租
	ΔĦ	ΔĦ	円	스門	ΔĦ	円	円
18	958,555	531,391	14,800	18,914	00,000	369,728	
27	△ 1424,018	607,696	15,500	31,523	3,500	764,549	
28	△ 1885,994	622,533	20,900	O 359,659	△ 1,071	881,831	
29	△ 1733,147	O 673,622	23,900	△ 146,677	0,000	O 856,986	0,371 (同土割) ○0,206
30	△ · 1620,523	731,630	△ 17,180	△ 38,755	2,160	O 830,798	0,555
31	△ 1880,659	O 844,093	29,600	△ 60,700	△ 1,400	△ 927,337	0,861
32	△ 2005,928	△ 914,127	△ 18,380	△ 55,575	0,000	△ 864,057	0,748
33	△ 2316,735	O 947,225	△ 29,440	△ 119,925	△ 2,283	〇1065,673 (質) 142,189	△ 1,104
34	△ 2419,439	955,502	30,300	65,702 Δ	△ 3,000 △	△ .1326,725 △	△ 0,816 △
35	2930,228 Δ	1022,511	10,200	135,967	0,000	1693,550	0,760
36	2751,929	1067,692	5,800	63,417	0,000	1368,866	0.760
37	△ 2440,827	0 1087,907	5,260	62,755	0,000	1249,068	1,390
38	△ 2596,935	△ 961,346	△ 5,200	55,945	1,600	△ 1548,744	1,850
39	△ 2454,630	△ 1042,009	△ 4,300	28,875	O 5,658	O 1323,728	1,850
40	△ 2780,510	△ 1093,538	△ 5,360	△ 87,090	△ 9,095	△ 1553,802	0,000
41	△ 3403,433	O 1336,650	△ 5,660	△ 28,175	△ 00,000	1867,435	
42	△ 4364,146	O 1490, <u>6</u> 50	5,000	△ 37,280 (延1) △265,108	00,000	2257,366	0,730
43	△ 7997,155	△ 1712,242	O 12,440	△203,880 (疑) △100,180	0,000	5291,314	0,630



1905 (明治38) 年度高槻町事務報告書 (市役所文書)

カユ

目瞭然と示しているといえよう。

さらに加えて町村住民は戦費を賄う国債の募集にも応じなけ

ればならなかった。

日露戦争の戦費、

総額一九億八、四〇〇万

町村住民に割りあてられたのである。

町村長は割当額を消化するために大変な労苦を強いられた。

事件公債とがあり、総額六億八、○○○万円であった。これが

内国債には五回にわたって発行された国庫債券と臨時

国債が占めた。戦費の七六パーセントを借金にたよっていたの 円のうち四○パーセントを外国債が占め、三六パーセントを内

である。

リ」。ついで六月二日の記事には「第二回国債応募ノ件ニ付協議会執行シタル結果、幸ヒ予定額ニ達スルヲ得 リ軍事公債募集ノ協議会ヲ執行シ、 タリ」とあり、さらに一○月二五日の記事に「本日第三回国債募集ノ件ニ付勧誘シタル結果、 九〇四 (明治三七) 年度の清水村の「事務報告書」には、まず三月二日の記事に「今回ノ時局ノ必 参万八千七百円ノ応募者ヲ得、殆ンド予定額ニ超過スルノ好成績ト為タ 予定額ニ達ス 要 Ξ

明治四一)年の間は歳出表の款目それ自体が削除されている。 る。土木費にいたっては一九〇四 九〇五 このように高槻町の歳出表をみただけでも、 (明治三八) 年の両度は三分の一の一〇円 (明治三七) 年か 日露戦争が、 ら一九〇八 に減 って

に町村住民の福祉を犠牲にして戦われた戦争であったかを

況ヲ得タリ」とあり、 第三回国庫債券募集ニ付協議会ヲ開キタルニ応募額ハ壱万五千円ニシテ本村受高ノ約二層倍ニ達ス ŧ ノト為タリ」とある。また翌一九〇五 ついで五月二日の記事には「第五回国庫債券募集ニ付協議会ヲ開設セシ処、 (明治三八) 年の清水村の「事務報告書」の三月二三日の記事には 申込額 ハルノ好

に応募する村民をかなり叱咤激励したものと思われる。 知られる。 これらの記事によると約三カ月ないし四カ月に一回の割で、 清水村の「事務報告書」では、すべて好成績を収めたことになっているから、 公債や国債の割り当てが行われていたことが 村長は公債や国債

万三千六百円ニシテ是亦予想ヨリ超過セリ」とある。

ヲ来シ、 世話まで、町村住民にさせたのである。 なお清水村では一九〇四 (明治三七)年に、四名の戦死者を出している。 九〇四 このような負担を負いながらも町村住民は出征者家族の救護にもあたらなければならなかった。 費にかかる間接税は四倍になった。これらの増税の大部分は町村住民や都市住民の負担となったのである。 治三七)年四月、すでに述べたように非常特別税法が公布され、地租は二倍に、酒・砂糖・醤油・毛織物などの消 れを出征者家族の救護に充当している。 〈明治三八〉年度の「高槻町事務報告書」は、「商業」について「開戦以来大ニ影響ヲ蒙リ、不一方不景況 戦争の影響は以上のようなことだけではなかった。戦争によって一般に 商業 は 町村住民を苦しめたのは、公債や国債だけではなかった。そのうえ増税が追い打ちをかけた。一九〇四 (明治三七)年、 実ニ困難ノ状況アリ、 清水村では、設立されたばかりの在郷軍人会に寄付金六六八円二○銭を集めさせ、こ 故ニ転止業ヲナス者僅少ナラス」と記している。 政府は町村住民を日露戦争にかりだしながら、 不 況であった。 その遺された家族の たとえば 一九〇五 (明

第四節 工兵隊誘致事件

備 拡 張

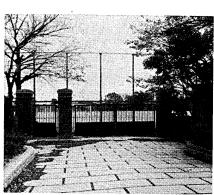
償に大きな期待を寄せていた人が多かったからである。 運動をひきおこすことになった。 た。 軍 しかしロシアの強硬な態度によって賠償要求を放棄せざるをえなかったことは、 勝利は賠償要求を放棄することによって、ようやく成立し、同年九月五日ポーツマス条約が調印され 戦いをつづける力をなくしていた日本にとって、 九〇五(明治三八)年五月二七日の日本海海戦は日本の勝利に終わっ 戦争中苦しい生活を強いられ、 東京などの この勝利は戦争を終わらせるよい機会であ 賠 各地に講和条約反対の

月、 営のためにも軍備の拡張が必要であった。一九○七 に臨時に編成された第一三ないし一六の四個師団を常設師団とし、 を保護国として大陸経営の拠点を確保した日本は、 もとづいて遼東半島の租借権を獲得し、 このように賠償要求を放棄した講和条約であったが、この条約に 陸軍平時編成が改正され、師団の増設が確定した。日露戦争末期 南満州鉄道を経営し、 その後の大陸経 (明治四〇) 年九 韓国

察署・交番所が襲われた。

大都市では講和条約反対の大会が開かれ、

政府系の御用新聞社や警



工 兵 隊 営 門 跡(市内城内町)

た。

もは

や満 渆 で の

も改正され、 戦争で六個師団ずつ増設され、わずか二○年間に三倍にもなったのである。この師団の増設によって軍管 さらに第一七・一八の二個師団を新設した。一八八八(明治二一)年に六個師団で発足した常備師団が、日清 高槻市域が主として属する三島郡は、兵庫県の多紀・有馬・川辺の三郡と大阪府の豊能・北河 区

内の三郡とともに第四師管区篠山連隊区に所属することとなった[『川西市史』第三巻、]。 工兵隊誘致 この軍管区の改正の結果、これまで京都府紀伊郡伏見町にあった第四師団工兵隊が移転する ことになり、その候補地として高槻町があげられていることが新聞に報道された。工兵隊の

な請願書を一九○七(明治四○)年五月一八日陸軍大臣寺内正毅あてに提出している。 誘致については和歌山市などでも、 猛烈な運動を行っていたが、高槻町でも有志の者が誘致のため次のよう

原

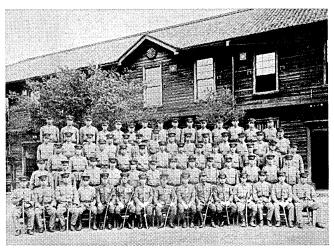
請

詮議の上は御採用被下度、茲に町民を代表し伏て請願仕侯也 を距る僅かに五里、若し夫れ工兵隊等を設置せらるゝに於ては、 井家の居所せし所にして人情高潔武士道に富み、兵の士気を鼓舞するに足る土地高燦水質純良風土病なく頗る衛生に 度町民一統切望仕侯。若し其場合に際し侯得は財力の堪へ得る限り土地献納百事尽力仕度心念に御座侯。当町は旧永 今回陸軍拡張に付師団及ひ分営増設相成侯処、確聞仕侯。之に付既設管区御変更相成侯時は高槻町へ営所設置被成下 北は鉄道に接して一帯の山脈を負ひ、東は澱川に沿ひ水陸ともに交通の便を有し、物質又豊富。大阪師団基地 自然の形勢実に適切の位置と思考仕候。何卒特別御

明治四十五年五 月 一 八 日

高槻藩主

子爵永井直諒代



工兵隊兵舎前での記念撮影(長沢喜代造氏提供)

湯淺

宗貫 福松

元田

章

須川信次郎

菊井 岸田亀次郎 島川文太郎

境田

上西松太郎

前川 谷村

市三郎 弘吉

猪瀬

義考

堪へ、 等 議が行われた。 .陸軍所要ノ土地三万五千坪ヲ献納シ、 陸 極力工兵隊ノ設置セラレンコトヲ切望ス」との決 で同年七月一 軍 大 臣 子 爵 九日に 寺 内 は、 正 毅 町民大会が開か 殿

相当ノ負担ニ

れ

我

)運動場として使用してきた旧城内本丸の公有地七段 高槻町ほ 長里田操が、 工兵隊兵舎の誘致運動を依頼する一方では、 このほか高槻町では三島郡出身の衆議院議員植場平に 一畝五歩 カュ (約七・〇五アール)を、 工兵隊の兵営・病院・練兵場用地として、 カ村学校組合からは、 高槻町からは旧 従来高槻尋常小学校 誘致派の 城内 町

の土地 0

(避病舎敷地)

九町四段一歩

(約九四アール) を、

それぞれ町費で買収して、陸軍省に寄附することと

近藤 中村

綗蔵 元嘉

田部近次郎 田

尾崎

里

操

堀六左衛門

西島田吉郎

小宮山

九阜

阪口新之亟

五郎

重

正

借入金を償還することは違法である、

との理由から、

町会決

町税によって買収費

町村自治」に必要な経費ではないから、

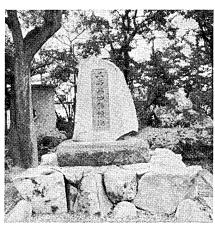
した。この結果、 工兵第四大隊は高槻町旧城内へ移転することを決定した。

ら高槻町に金杯一組、 以下兵員五五○余名が新兵舎に移転した。一九一二(大正元)年七月三一日には、土地寄付に対して賞勲局 陸軍省では、一九〇八(明治四一)年春より建築工事に取りかかり、翌年三月完工、工兵第四大隊は大隊長 高槻町ほか一カ村学校組合に銀杯一箇を下付されている。

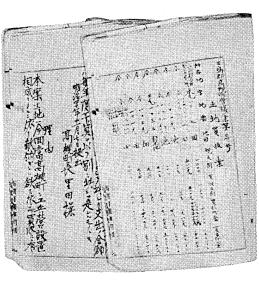
に要する費用二万四、三五四円余、 果もある程度期待できるものであった。そのため、一九〇七 (明治四〇) 年一一月七日里田町長は、 の支払いについては、高槻銀行からの借入金二万六八六円余 このように工兵隊誘致を企てた町の意図は、 家屋移転料三、○○四円余、 廃藩以後、衰退した高槻町を発展させるためにあり、 雑費三○○円、 借入金利子四、 九六二円余 土地買収 その効

ぞれ、 町長は、同年一二月五日付徴税令書をもって町税を賦課した。 入金は、 買 収 費 問 題工兵隊兵舎敷地 一名の町民が、 町議会にはかり議決した。この町会議決にもとづいて 町税 (戸別割) と寄付金によって償還することをそれ 工兵隊兵舎誘致のための敷地の買収費は ところが翌 (一九〇八) 年の二月一七日に なって、 高槻町町会議員阪口新之丞ほか

および寄付金一万一、八三一円余をもってこれにあて、その借



工兵第4連隊跡記念碑



工兵隊誘致関係の書類 (市役所文書)

せず、

収費を償還しようと企てたが[近現代]、結局は成功 担の義務ありとする強制加入の組織によって、 長となって、高槻町に住居している者は協議費負

買

里田町長は、一九〇九 (明治四二) 年五月、

写250

満期退職するにいたった。

その後、

植場平が町長となり、

協議費によって

の承諾をえた。ところが、今度は在郷軍人会内部に紛争が生じ、 計画し、 そのため、 町民をかなり強引に説得・勧誘して大方 町民の寄附承諾書を植場町長に

によって土地買収費借入金の償還をはかることを

ことを知った高槻町在郷軍人会では、

町民の寄附

償還をはかったが、今回も成功しなかった。この

手渡せないまま、

植場町長は退職してしまった。

容易に解決しそうにもなかった。 員を召集した。当日は、 九一二(明治四五) 年四月、 郡正光・島川文太郎・阪口新之亟・湯淺宗貫・赤松吉敦・清水馬之助・谷村五郎ら 郡正光が町長に就任した。 郡町長は、これを解決するため、一九一二(大正元)年八月二〇日、 しかし、 在郷軍人会の内紛は依然として続き、 町会議

議取り消しの訴願書を提出した。

里田町長は、

高槻町協議会を結成し、

自らが

VΙΙ 近代の高槻 郡正光高槻町長 写251 (郡美智子氏提供) 弁償と引きかえに寄附調印書類を受領した。費用弁償は郡 月三一日にいたって覚書の条件にしたがい、 を説明して同意を求めた。こうして六カ月が経過し、 が多かったため、交渉委員が手分けして欠席者を訪ね、

郎 任した。九月一三日には交渉委員会が開かれ、在郷軍人会との交渉方針が決められた。ついで一一月一二日、 在郷軍人会と交渉委員との会合が行われ、 った。彼らは有志団体を組織し、在郷軍人会への交渉委員として、島川・尾崎・谷村・赤松・湯淺ら五名を選 は になり、工兵隊設置請願代表者と現町会議員をもって有志団体が組織されることとなった。 翌一九一三(大正二)年一月六日・一一日の両日、覚書条件を報告する有志団体会が開か 町会議員の集会が開かれた。当日の出席者は、上西松太郎・菊井福松・湯淺宗貫・阪口新之亟・岸田亀次 同年九月一日には町会議員が集会し、この問題の解決のためには、 須川信次郎・尾崎衛吉・堀六左衛門・谷村五郎・清水馬之助・境田弘吉・西島田吉郎・赤松吉敦らであ 一二月九日にようやく両者の間で覚書が交換されるにいたった。 一団体を組織する必要があるとの結論 れたが、欠席者 同九月一一日に

七名が出席した。

彼らは協議の結果、

島川・湯淺の両名がまず在郷軍人会の副会長から内情を聴取すること

に交付した費用弁償に要した金は、 長が立て替えて、在郷軍人会に支払われた。同年九月一〇日・ 九日の両日には、さらに交渉委員会が開かれ、在郷軍人会 敷地買収当時の協議費の

有志団体は費用

同年七

藪重正 立による掛金と里道の整理償却代金とによって費用弁償に充当する方法が決定された. 将来の実行方法調査委員を選任することも決定された。 残金および農会が請け負っている工兵隊下肥の利益によって決済することが決定された。 尾崎 谷村・赤松・菊井・清水が選任された。 一一月五日、 九月二二日には、実行方法調査委員として 実行方法調査委員会において講会の設 この際、 あ 島 わ Ш せ 7

講会設立にいたるまでの事務を一任することが決められた。

二四 講 日 숲 の 設 有志団体会では、 置 だちに議会設立の委員として、 同 一二日には有志団体会が開かれ、 前記六名に町長郡正光を加えて七名の委員に、 赤松・菊井・清水・谷村・尾崎・島川の六名が選挙された。 実行方法調査委員会の結果が報告され、 講会規約の作成、 認可手続など、 賛成をえて、

改正を要望した。この改正に当たっては府会議員岸田亀次郎もおおいに尽力した。 郡町長は、 を講会によって支払うためには講会設置期間が一○年以上におよぶおそれのあることを説明し、 講会は、 府知事・ 大阪府令によって、設置期間一○年以下でなければ許可され 警察部長に工兵隊兵舎敷地献納に関する諸事情および工兵隊兵舎敷地購入に要した費用 ない 規則に なっ て 講会規制 V たため、

を湯淺 七名の者が委員会を開き、 五月一五日までとし、 人の定数および選定は町長および六名の委員に一任すること、 その結果、 ・島川・ 大阪府は、 須川 尾崎・ 発起人にて募集することが決議された。 講会規約の草案起草に着手した。 九 一 四 田中忠三郎・谷村・井上清次郎・ (大正三) 年四 月六日、 講会規則の改正を行った。 同月一 岸田・ (=) 同時に当日の委員会で講主を郡 四日には有志団体会が開 会員募集を高槻町は五月五 堀 六 左衛門・清 翌七日には、 水・ 菊 カユ 井・赤 れ 日 正 光 他 (-)早速: 管理人 松 町 管理 村 前記 阳

て献納した土地の購入費用、

すなわち敷地買収費負債

こうした経過の間に、高槻町が工兵隊兵舎敷地とし

ともに二万六、六七九円五九銭となった。これについの残金は、一九一四(大正三)年一二月までに、元利金

された。 には講会 (共益会) 認可申請書が高槻警察署分署に提出日に管理人会、同二七日発起人会が開かれ、同二九日日、横山勇吉ら一四名に決定した。こうして四月二五

五月一一日になって、認可がおり、ここに講会(共 金会)が設立されることになった。こうして各管理人 は、それぞれ分担区を定めて、会員の募集に奔走した は、それぞれ分担区を定めて、会員の募集に奔走した は、それぞれ分担区を定めて、会員の募集に奔走した は、それぞれ分担区を定めて、会員の募集に奔走した は、それぞれ分担区を定めて、会員の募集に奔走した は、それぞれ分担区を定めて、会員の募集に奔走した は、それぞれ分担区を定めて、会員の募集に奔走した は、一人〇〇円)八組、二号 には、初会の開設、初会の掛金・剰余金の割 の戸しなどすべてについて、設置された富田分区・ との担することが決定された。



写252 工兵第4連隊のもとの兵舎(航空写真・高槻市立第一中学校提供)

され、 ては、 残金は講会九年目の収入金と寄附金などによって返却償還されることとなり、工兵隊兵舎敷地買収費 まず一九一五(大正四)年二月の講会(共益会)初会の際に各号八組の収入金一万一、○○○円が返却

郡町長は、右の経過の進行するなかで一九一五(大正四年)年四月二八日の町議会に工兵隊兵舎買収費の町

負債の償還問題は、ようやく解決されたのである。

税による賦課を同年二月五日をもって取り消す旨の裁決を行い、

既納の町税=戸別割を還付することを提案

し可決された[一〇五]。

名の町民の勇気ある行動は、

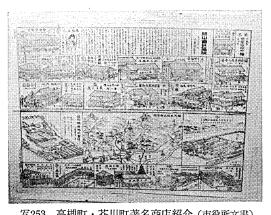
高く評価されてよいであろう。

拡張政策が進行するなかで、 の請願書に名を連ねていることから判断すれば、工兵隊誘致反対運動では決してないが、 以上、工兵隊兵舎敷地買収費負債の償還問題をめぐる諸経過は、 「町村自治」の本旨を問いかけたもので、その本旨を貫徹した阪口ほか一一一 阪口新之亟が工兵隊誘致の寺内陸相あ 日露戦争後、 軍備 て

隊はその設置当初より高槻町に大きな波紋を投じたのであり、 をめぐる町長らをはじめとする町当局の深い苦悩がその誘致過程をいろどっていたが、このようにして工兵 軌 借入金の処理問題をめぐって設置前後の数年間にわたる紛糾を発生せしめ、 すでに述べたように一九○九 (明治四二)年の工兵第四大隊の高槻町設置は、 以後も旧島上郡全域と密接な関係をもつ存在 その難題の解決 その用 地買収 め

一ハ陸軍拡張ニ対シ貢献」するとともに、町当局の思惑として「二ハ当高槻町ハ廃藩以降年々衰退シ、他 九〇七 (明治四〇) 年一一月七日、 高槻町議会へ上程された工兵隊への献納地買収案件の 提 案理 由 に は

となった。



該営所設置相成ル以上ハ、将来ニ於テ当町モ大ニ発展シ、必ラス往年ニ挽回シ、 物産ト称ス可へキナク、人口ハ月ニ日ニ減少シ、就中商工業者ノ如キハ現時苦境ノ極ニ陥レリ、 軍拡をめざす増税政策の推進などにあったのであった。とくにこの増税政策に対する反発は、 高槻町の商工業を活況へ導く存在として、経済的側面からの工兵隊への期待がよみとれるので 当時の商工業の不振の真因は、一九○八(明治四一)年初頭にはじまる日露戦後恐 出す軍国主義批判の風潮は、生活苦になやむ無産勤労大衆や、 政治運動であった。」[『大正デモクラ]。 そして、この「運動のかも ち、一九〇八(明治四一)年に発生した借入金の戸別割町税による えられ、「大正デモクラシー」へ接続するものであった。 すなわ 借入金にからむ高槻町の紛糾もこの脈絡の中で発生したものと考 各地で悪税反対運動をよびおこしたのであり、工兵隊用地買収 を受けぬ広汎なブルジョワジーの、 初頭に全国的規模でおこった悪税反対運動は、政府の特権的 税反対運動の波と同質のものであったといえよう。 償還に反対する一○○名を越す町民の動きは、当時の全国的 軍国主義財政廃棄を要求する 利益ナル ハ予期」できると 「一九〇八 然ルニ の 到 庇

かし、

ح

の

間

興の都市中間層をも包みこんだ」[書]。先の高槻町民の動きは

九

Ŧī.

(大正四)

年にその主張を貫徹させるのであるが、

「第一次護憲運動」による大正政変の発生をみたのであった。

誘致に求めようとした町当局の考え方自身の中には大きな矛盾があったものといえよう。 このような情勢下で、軍拡をめざす増税策による経済不振からぬけ出す道を、軍拡の所産である工兵隊

れ」[『高槻町] るという経歴の持主である植場善太郎も、 大冠村会議員・高槻町会議員を歴任した名望家であ 四大隊に於て、某方面に出動すべき兵員の非常召集が行はれ、 また「大正十四年頃より工兵第四大隊の指定「陸軍御用達」商人として工兵隊に於ける、 軍人会高槻町分会の創立や工兵隊誘致に尽力した人物で、一九二七(昭和二)年には町会議員に当選していた。 ŋ 退営時や面会の際に訪れる各地の人々や兵士などを対象に商工業が一定の刺激を与えられたのも事実であ を請け負うというような直接的な経済関係が町場や農村部との間で成立していたのであるが、このほか、 れていたと考えられ、 付表の「著名高槻町・芥川町営業家紹介欄」によると、工兵隊の「陸軍御用達」商人として「万仙」(料飲店)、 - 高木金時堂」(日用品等販売)、「川井写真館」の三店があげられており、また高槻町農会が工兵隊の下肥汲 しかし、工兵隊の設置による経済的利潤を主として直接手にできたのは一部の「陸軍御用達」 工兵隊設置から約二○年あまり後の一九三○ 架橋演習場、成合の射撃場及び、郡家の作業場等の各種工事の用命を受け、近くは昭和七年三月、工兵第 先述の「川井写真館」を経営していた川井末吉は、日露戦争期に奉天会戦で負傷して表賞をうけ、また在郷 たとえば先述の「高木金時堂」の場合も主として退営時の記念品の出張販売を営んでいたのであった。 彼らは一方では町会議員やそれにつらなる地方名望家層に属していた人たちでもあっ (昭和五)年一月発行の『高槻町・芥川町観光パノラマ地図』 北練兵場に建設せらる構築物の工事を命ぜら 各種の建築物を始 商人に限ら

め

者を出

したのであった。

すなわち「(昭和一〇年六月二九日)

いた木村伊三郎も高槻町会議員になっており、 移転以来、 そのほか 御用達商人として磐手村大字成合の陸軍射撃場はじめ、 「明治四十二年三月より木材販売の外に、土木建築請負業を開始し、工兵第四大隊の高槻に 「北大手の臼伊」と称する旧高槻藩の御用商人という家系の 其他兵舎の建築工事に従事し」 書前掲 7

70. にてにほう分子があった。
エ 兵 隊 よりむしろその特性を生かした災害時の救援活災害復旧と 工兵隊が町や村へ寄与した点では、経済的分野

出身であった。

作業に出動したが、 さらにこの翌三五年六月末の豪雨による芥川洪水の際にも防禦 幸にして芥川・如是の二小学校の校舎が倒壊し、 らに一九三四 どに警察や町村役場と協力し合って大きな役割を果たした。 よる洪水に際しては、 動や土木工事の分野があった。 のであるが、 後述されている一九一七 (大正六) 年一〇月の「大塚切れ」 児童三五名が死亡、 その救出作業にも出動して活躍したのであった。 (昭和九) 年九月の暴風雨 この時には不幸にも工兵隊兵士一名の犠牲 堤防の防禦や鉄舟による難民救済活動 一六三名が負傷する惨事を招来した (室戸台風)の際には、不 そのため教員 に



写254 倒壊した如是小学校 (「大阪府・暴風水害状況写真」より)

より弔慰金が贈呈されたのであった。

庫県住吉海岸ニ死骸トナッテ漂着セシコト 年団員、 モ、 ヒニ決潰ヲ免レタリ、 八時過ニ至リ工兵第四大隊ヨリ将兵約四十名ノ救援ヲ求メ、 在 ル ノ後行衛不明トナリ、 楓樹ニ攀チ登リ、 消防組員、 般有志等ガ毎日捜索ニ努ムルモ、 然ルニ同作業ニ従事中ノ工兵第三中隊工兵上等兵北野小一郎君ハ危険ヲ冒シ、堤防 鉄線捲附作業中樹木ト共ニ激流ニ浚ハレ、約五十メートル下流ニ一旦姿ヲ現ハセ 終ニ同人ヲ発見スルコトヲ得ズ、以後ハ工兵隊員ヲ始メ、 誠ニ哀悼ニ堪ヘズ」「告書」高槻町役場」 其ノ甲斐ナク悲歎ニ暮レシガ、 官民一致協力シテ防禦作業ニ従事セシ結果、]ということで町会や町民 在郷軍人分会員、 約一ケ月半ノ後、 青

あった。 町当局としては町財政逼迫の折、労働賃金部分の出費が不要となったことでも工兵隊に感謝するところ大で て従事したのであり、 このプール建設には工兵第四大隊第三中隊がその重架橋中隊としての作業演習の一環として町の依頼をうけ 転工事が行われていたが、 た高槻尋常小学校のプール建設であった。 方、 土木作業の分野における工兵隊と町との関連で注目されるのは、 同年六月より八月にかけて延二千数百名の兵士が動員されて完成をみたのであった。 その間六月にはその敷地の盛土の採取地跡にプールの建設が決定された。 同年一月より一〇月にかけて同校校舎の老朽化にともなう新築移 一九二八 (昭和三) 年に施工され そして

その例外ではありえなかった。 エ 米 騒 動 隊 ح 民統制 戦前 の日本の軍隊は、一方では対外侵略と他民族抑圧の軍隊として、他方では国内支配と人 の軍隊として内外にわたる二つの性格を烙印されていたが、 特に後者の、時として日本人民自身に敵対せざるをえない性格に「天皇の軍 高槻の工兵隊ももちろん

髙槻工兵隊の動向にもその姿がみてとれるのである。 高槻 の工兵第四大隊が米騒動鎮圧に出動した先は尼崎市であった。一九一八(大正七)年七月二三日、

隊」たる姿が最もよく浮き彫りにされていたが、一九一八(大正七)年に発生した「米騒動」鎮圧に出動した

写255 当時の篠山歩兵第70連隊(篠山町役場提供) が、

山県よりはじまった米騒動はその後全国的に波及していったが、尼崎市では八月一三日夜から民衆蜂起 篠山の歩兵第七○連隊より同日深夜から翌日早朝にかけて軍隊 出動要請となったのであった。しかし、軍隊の現地到着は遅れ、 が派遣され、 過ぎてからであり、 最初の工兵第四大隊一二六名が到着したのは一四日夜一〇時 鎮圧に手一杯で余裕なく拒絶されたため、 兵庫県に対し警察力の応援を依頼したが、 定され、その結果買収された在米は第一小学校校庭へ運ばれ された。このような状況をうけて翌一四日早朝より市会緊急協 生し、市内各所の米商への廉売要求にもとづく実力行動が展開 ことになった。そして、その蓄積米の防備のために尼崎署より 議会が開かれて、 その間さしたる大きな騒擾事件はなく、 工兵第四大隊はそれらと交替して高槻へ帰営した 当分白米の供給販売を市営事業とする旨が決 市当局を不安に陥れたのであった。その後、 神戸市における騒動 知事に対する軍隊の 尼崎市の米騒動 富

終結したのであっ た[市史]。

ていた」
「近代の温料清隆」 行動の警察への委任、 やむなし』という態度をきめたのちも①温情主義、 シー』松尾尊紀」のであるが、『大正デモクラ」のであるが、 九万二○○○人もの軍隊を出動させ、 たといえる。しかし、当時の陸軍省は出兵には慎重で「『出兵 全国各地に続発した米騒動に対して「政府は一二〇地点にの ③早期引揚げということを基本方針とし のであり、 高槻の工兵第四大隊もその一端を担 国民と軍隊との対立回避 民衆を鎮圧 ②直接鎮圧 L た。

工昭 「大高槻町」 和 兵 期 隊 の 戦時体制 昭和恐慌が進行する中で社会的危機が深まり、 への傾斜が強まる一九三一 (昭和六)

着の遅れの一 に腐心しており、

因もここにあったとみられる。

月二五日の結成祝賀会では工兵第四大隊長大久保寛三が「此併合ガ、

地方行政ニ、

産業ニ、

各種

多大ノ利益ヲ与フルコトハ勿論デアリマスガ、私共ノ立場カラ申シマシテモ、

云フモ、

其ノ実工兵科トシテ教練ヲ行フ架橋場、

作業場、

及射擊場等

悉ク他ノ四ケ町村ニ散在シテ、

只

元来高槻ノ工兵隊 教育ニ、

兵営ノミガ、

高槻町ニ位置シタノデアリマシタガ、本年一月以降、名実共ニ純然タル高槻町ノ、工兵隊ト

方面ニ、

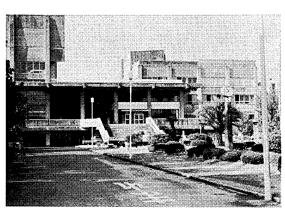
が六カ町村合併により結成されたが、 先の尼崎市の米騒動の際にみられた軍隊 同年四 の 到 工兵隊に入隊する秩父宮殿下 写256 (「高槻小学校100年史」より)

辞で述べており、この合併を歓迎したのであった。 ナッタノデアリマス。是ガ為事務ノ処理上、少カラザル利便ヲ感ジテ居ルノデアリマス。」 [『高槻町] とその祝

よる「学童成績品展覧会」・「園芸品評会」・「水上競技会」が秩父宮を迎えて高槻尋常小学校と同プー 念の強調の機会とされたのであった。八月一三日より三日間にわたり三島郡教育会・高槻町教育会の共催 るところとなり、 の工兵第四大隊もしばしばこの侵略に出動したのである。 撤水が励行されたのであった。この直後の九月には「満州事変」が発生し、中国侵略が開始されたが、 沿道と高槻町内全域にわたり国旗が掲揚され、夜は歓迎の提灯が掲げられるとともに通行道路の砂塵防 ための沿道参列に動員されるとともに、その入隊期間中、宿舎のあった枚方町萬里荘より工兵隊まで 開催され、 また、同年八月一日より約一カ月にわたって秩父宮雍仁親王が陸軍大学生の資格で工兵第四大隊に入隊す 行政・教育・農会など各分野の中心人物が参加した。一般町民は秩父宮の入退営時にその奉迎の 町当局の歓迎行事が華々しく実施され、戦時色が強まる風潮と平行して皇室崇敬、 国体観 高槻 止 間

次のような事実があったことにも注目しておきたい。 このように工兵隊は戦争とファシズムの体制の一翼を担う役割を果たしてきたのであるが、 その内部 には

大丈夫でしょう。変ったことがあればすぐ連絡してください』といって帰っていきました。なにが大丈夫だと、 かしくなってひとり笑ったものです。大阪の各連隊では、カフェの広告マッチに入れた共産党のビラが兵士に渡されて ってきて、衛兵司令に『大阪の連隊では共産党のやつらが戦争反対の宣伝をやっているので警戒していますが、ここは 九三一年、日本が中国への侵略を開始したとき、私は高槻工兵隊にいました。私が衛兵についていると、



月一二日には解体されることになった。

第四連隊

補充隊となり、敗戦時には一、八二五名の兵力を数えたが、

敗戦色の濃くなった一九四五(昭和二〇)年四月一〇日、

工兵

(昭和一一年五月、大隊を連隊に改称)は大阪師管区工兵

一九七五年七月一一日付 」大阪市、島本重三『赤旗』)。

て対す、みなぎに wkgァの友』や小さな印刷物を届けにきてくれて いま した [「党創立五十三の友』 や小さな印刷物を届けにきてくれて いま した [「党創立五十三

いました。高槻の工兵隊の私のもとには、

写257 校舎(大阪市天王寺区) が使用していたが、一九五七(昭和三二)年四月より完成した本 のため、 かつて工兵隊へ用地を寄附した経緯を明示しつつ、 へ移転したので、 高槻市はその跡地利用 猛

の学舎を大阪空襲で失った大阪外事専門学校(現大阪外国語大学)

工兵隊補充隊解体後のその用地と施設については、

一時、

そ

民会館・島上高校などの教育・文化・スポーツ施設が続々と設けられ、 中学校・教育研究所・母子寮を旧兵舎を利用して設置することができたのであり、 平和な郷土建設にふさわしい姿へと その他市民グランド・ 市

烈な払い下げ請願運動を展開したのであった。

その結果、

第

転生したのであった。

同志が面会ごとに『兵士